

閩粵沿海民の活動と清朝

——一九世紀前半のアヘン貿易活動を中心に——

村 上 衛

はじめに

一八世紀末から一九世紀にかけて、清朝は主として内陸と沿海という二つの方面からの危機に直面した。内陸では、一八世紀の人口増大がもたらした内陸への移民とそれによる摩擦が一因となり、嘉慶白蓮教の亂・太平天國の亂をはじめとする諸反亂が発生し、清朝支配に多大な影響を與えた。一方で、沿海部においても一八世紀末以降のアヘン貿易擴大の中で、清朝の支配體制が動搖し、アヘン戦争以降の一連の對外的な危機へと繋がっていく。一九世紀から二〇世紀初頭に至る東アジア・中國の變動は、この兩側面からの検討が必要であろう。

近二十年餘りの研究により、西洋の衝擊、殊にアヘン戦争の衝擊については、相對化が進んだ。アヘン戦争は清朝にとつては地域的な紛争であり、中國人に與えた影響は限定的であったという見方が一般的となり、むしろ中國の内發的な變化

が注目されるようになった。^③ その結果、一八世紀末からの變動、または太平天國の亂を契機とした一九世紀半ば以降の變動に着目した研究が、主として内陸部を対象にして進められてきた。

しかしながら、視點を知識人や内陸部から沿海部に轉じると狀況は異なる。中國東南沿海部とそこに生きていた人々にとって、アヘン戦争に至る時期は一つの變動期であつた。アヘン戦争への過程が、その後の沿海部の狀況にも大きな影響を與えたことは間違いない。^④ 本論は、近年あまり考慮されてこなかつた一九世紀前半の沿海の狀況について、福建・廣東沿海民のアヘン貿易活動を軸に再考を試みるものである。

一九世紀前半の中國沿海の狀況については、アヘン貿易・アヘン戦争關係を中心に多くの研究がなされてきた。アヘン貿易に關しては、中英貿易關係に焦點をあてて地方貿易商人 (Country Trader) の活動を取り上げた研究が進められてきた^⑤ ほか、中國におけるアヘン貿易全般に關する研究も行われた。^⑥ アヘン貿易をめぐる議論に關しても、林則徐に焦點をあてた研究や、清朝中央の政策決定過程と知識人グループの關連に注目した研究が行われた。^⑦ さらに、弛禁論・嚴禁論についてカントン (廣州) という地域と關連させた研究、^⑧ 中國國產アヘンの問題に注目した研究^⑨ もあり、多様な側面から議論がなされてきたといえる。

アヘン貿易以外の面でも、廣州に關しては、公行商人や海關をめぐる研究や、^⑩ 周邊地域を含めた社會狀況についての研究が進められた。^⑪ 總じて、アヘン貿易を中心とする沿海の狀況は、廣州附近については多面的に明らかにされてきたといえるだろう。

本論で扱う福建・廣東沿海民に關わる研究としては、アヘン戦争期における漢奸に關する研究や、^⑫ 福建における沿海アヘン貿易について注目した研究も行われている。^⑬ なお、これらの研究に加えて、アヘン戦争に關する多くの研究がなされてきたことは言うまでもない。^⑭

しかしながら、依然として残されている課題はある。第一に、従来の研究の多くが「中國」對「西洋」または「清朝」對「イギリス」という枠組みで行われてきたため、その枠組みでは捉えきれない部分については、正面から取り上げられなかったという問題がある。特に、アヘン貿易を實際に擔っていた人々については、地方貿易商人のみが注目され、福建・廣東の沿海の人々は副次的に扱われるにすぎなかった。西洋の衝撃を重視しない研究も、清朝中央の状況の政策決定過程や廣州におけるアヘン政策などに關心が集中しており、福建・廣東沿海民の中國沿海部における廣範な活動について等閑視している點では同様の問題を抱える。

第二に、沿海でのアヘン貿易の擴大の原因として、清朝の沿海管理能力が低かったことは多くの研究で指摘されてきたが、一九世紀前半におけるアヘン貿易の構造的な背景、特に清朝の沿海支配のあり方については、廣州周邊を除きほとんど検討されてこなかった。沿海住民のアヘン貿易に關する研究も、それ以外の諸事象と切り離してアヘン貿易を單獨で取り上げているため、アヘン貿易の構造的説明ができない點では同様である。それゆえ、アヘン戦争前の中國沿海部におけるアヘン貿易の歴史的な位置づけが明確にできてこなかったように思われる。

本論は、以上の課題をふまえて、一九世紀前半、特にアヘン戦争直前の時期を中心に、閩粵沿海民のアヘン貿易活動とそれに對する清朝の對應に注目し、開港直前期の中國沿海の状況を歴史的に位置づけ直すことを目的とする。

そこで、第一章では本論の議論の前提として、まず清代中期の海上交易のあり方について概観し、續いて一九世紀初頭の沿海支配體制の動搖について検討したい。ついで、第二章ではアヘン戦争直前における閩粵沿海民によるアヘン貿易活動の状況を見た後、第三章では、それに對する清朝の對應から閩粵沿海民の活動の原因について考察したい。なお、廣州周邊に關しては、アヘン問題を中心としてこれまでの研究蓄積も多い事に鑑み、本論では中國人による對外・内國交易の主要港であった廈門とその周邊の閩南及び内國交易の中心であった上海、天津等の沿海地域を中心に扱うこととする。¹⁸⁾

一章 清朝の沿海支配の動搖

一、清代中期における海上交易

一六八三年、海上から清朝に脅威を與えていた臺灣の鄭氏が清朝に降伏した。翌年、清朝は海禁を解除し、江蘇、浙江、福建、廣東にそれぞれ江海關・浙海關・閩海關・粵海關を設置した。當初は中國人の出海貿易を管理するにすぎなかった海關は、のちに朝貢貿易、外國からの來舶貿易を含む海上交易全體を統括し、管理するようになる。そして、各海關では必ずその下に仲介商人たる牙行を指定して、取引と課税を請け負わせて交易を管理していた。¹⁹⁾

清朝の海上交易を統制する規定としては、主として(一)船隻・人員・渡航手續きに關する取締規定、(二)商船の往航地の制限、(三)商船回航の期限、(四)武器搭載の規定、(五)金・銀・硝・硫黃・銅・鐵・釘・樟板・馬など搭載の規定、(六)米穀類に關する規定、(七)糸・網緞・絹・綿に關する規定、(八)貿易港の限定、(九)朝貢については定例などがあつた。²⁰⁾

このうち(一)の部分についてみると、商船の場合、當該の州縣で里甲などの保證人を立ててから造船し、完成した際には乗船者の身元を確認して船體に登録番號をつけ、乗船者の年齢、容貌、姓名、籍貫(本籍地)、生業などを記した船照が發給され、これは毎年更新する必要があつた。出港の際には、乗務員及び乗船客の名簿と積み荷目録を牙行を通じて海關に提出し、出港許可を得た。²¹⁾ 對日貿易を行う乍浦の事例でも、牙行には海關稅口への唐船の出入港の許可を求める諸手續を行うという役割があつた。²²⁾ (四)の武器の携帶については、對外貿易のみに認められていたが、その武器の數目も牙人(牙行)が海關に報告するように定められていた。²³⁾ 以上から、内國・對外交易を問わず、出入港の際には牙行が上記の取締り規

定を保證する形になっていたといつてよいだろう。

次に、海上交易の推移を概観すると、對外交易に關しては一八世紀前半に江戸幕府の制限もあつて日中貿易が衰退する一方で、一八世紀半ばには廈門において東南アジア方面との交易が盛んに行われた。一八世紀後半になるとイギリスを中心とする歐米船の來航する廣州の貿易が急速に擴大し、その比重が大きくなる。²⁴ 貿易の擔い手についていえば、日中貿易は交易の主體が閩南人から江蘇・浙江人に變つたが、²⁵ 中國と東南アジアとの交易は閩南人・廣東人を中心に行われた。²⁶ また、廣州において西洋人と取引を行ったのも、主として廣東人と閩南人であつた。²⁷

内國海上交易も清代に擴大した。福建・廣東と江南の間には福建・廣東産の砂糖と江南産の綿布を取引する交易が行われていた。また、福建・廣東と東北・華北の間では福建・廣東産の砂糖と東北・華北産の大豆・大豆粕を取引する交易が行われた。これらの貿易では福建・廣東の船舶(鳥船)が使用され、その擔い手は閩南人・廣東人であつた。²⁸ 江南と華北・東北とは江南産の綿布・綿花と華北・東北産の大豆・大豆粕が取引され、江南の沙船が中心となつていた。²⁸ 基本的に、閩南人・廣東人によって特に遠距離の内國交易が擔われていたといつてよいだろう。そして、廣州・廈門ともに對外・内國交易の結節點となつていた。²⁹

以上のように、清代中期において海上交易は海關が牙行を通じて管理を行った。對外交易と内國交易は廣州と廈門において結びつき、遠距離交易は對外交易、内國交易を問わず主として閩南人・廣東人が擔つていた。この貿易のあり方が、一八世紀末から動搖することになる。

二、沿海支配の動搖

一八世紀末から一九世紀中頃にかけての清朝の沿海支配の動搖は、貿易管理體制と治安の動搖という二つの側面から指

摘できる。先ず、貿易管理體制についてみていきたい。

(一) 廈門における貿易管理體制の崩壊

廣州においては、一八世紀後半に「福潮船」(福建・潮州船)の交易の比重が増大した²⁰⁾。これは、中國沿岸部の交易を擔っていた閩南人・潮州人が一八世紀後半以降擴大した廣州貿易に吸引されたことを示していると思われる。そして、この事態が廈門における貿易にも變化をもたらす。

廈門では、廣州等と同様に洋行と商行がそれぞれ對外・内國交易の取引と徵稅を請け負っていたが、道光『廈門志』によれば、廈門の貿易と洋行・商行の状況は、以下のように變化した。

按ずるに、廈門の對外貿易船は、雍正五年(一七二七)に始まり、乾隆初年が盛んでした。當時は各省の洋船が商品積んで入港し、牙行に頼って貿易・徵稅を行い、あわせて呂宋等の夷船が入港して貿易を行うのを許可し、そのために商品が多く集まり、關稅は滿ち足りておりました。嘉慶元年(一七九六)に至っても、なお洋行が八家、大小の商行が三十餘家、洋船や商船は一〇〇〇餘隻あり、廈門は外國と交易する正式の港でありました。これまで南北に向かう商船は商行が保證して出航しましたが、後に蚶江と五虎門と合わせて三つの港が開かれたことにより、①奸商は勝手に商船を洋駁(洋船よりも小型の船隻)とし、商品を載せて廣東の虎門などの所に赴き、別に大きな船に積み換えて夷人に販賣し、あるいは直接夷人に販賣しました。歸航の際には、貴重な商品は陸路で運び込み、安價な商品は洋駁に積載して運びこみ、商行に頼って隱匿しているので、關稅は僅かに日稅を納めるだけで洋稅は逃れています。そのために洋船は利益を失い、洋行はなくなり、關稅も次第に不足するようになりました。嘉慶一八年(一八一三)には、僅かに和合成洋行一家が存在しているのみで、洋駁が洋行の保證を受けることを申請しました。嘉慶三二年(一八一七)の廣

郊金廣和は「和合成が」獨占して搾取している」と訴え、閩浙總督董教増に調査して禁止することを命じますと、奸商はほしいままに横行しました。道光元年（一八二一）、洋行は全部倒れ、商行金源豐などの十四家が共同して洋行を引き受けることを請願し、この時當地で商船を洋船とするものが依然として十餘隻ありました。しかし、各省の洋船や呂宋の夷船は來航せず、この後、洋船、洋駁もまた次第に減少し、②勝手に詔安などの各小港に赴いて出發するようになったので、商行もまた次第に衰退・倒産しました。道光一二、三年に至って、廈門の商行は僅かに五、六家が残存するのみで、關稅は滯納し、毎年地方官に命令して呼びかけ勸告させて、やっと洋駁一、二隻が外國と商賣するのです。③燕の巢や黑鉛という輸入品は、遂に廣東で購入しなければならず、また上納せねばならない手當等の各費用はいずれも期日通りに納めることができません。關稅は日に日に減少するうえに、商行で「洋行の役目を」引き受けたものも持ちこたえられなくなっています。」

このように、廈門においては乾隆初年を頂點として、貿易が衰退し、それゆえに徵稅の負擔の重い洋行が先ず負擔に耐えられず倒れ、さらには洋行の代わりに徵稅を請け負った商行が衰退している。これは廈門における貿易管理體制の破綻を意味しているが、廣州において擴大する貿易を扱いきることのできない外洋行が倒産していったのとは事情が異なる。

廈門の交易の衰退については、上記の史料等に基づき、漳州府詔安等の小港を利用した小型船舶の貿易、税などの負擔、高コスト、海盜の猖獗が原因として指摘されてきた。また、政府による臺灣から福建（廈門）への米穀供給である臺運についてもその義務の回避が進み、臺灣米は江浙へも移出されるようになったため、廈門にも打撃を與えていた。では、廈門の衰退は何を意味していたのだろうか。

ここで、嘉慶年間における急速な廈門貿易の衰退に留意する必要がある。嘉慶年間海盜についてみると、嘉慶十四年（一八〇九）の蔡牽の没落により海盜の活動の中心は福建沿海から廣東沿海に移動しており、十五年中には廣東の海盜も招

撫を受け入れている。⁴³⁾ 従って、その後の廈門の衰退を海盜と結びつけるのは困難である。

そこで問題になるのは、傍線部①にあるように、小型の船舶が虎門などの廣州近邊で外國船との貿易を行って商品を廈門に運び込んでいることと、傍線部②にあるような詔安などの港における貿易が活潑になっていくことの意味である。廣州近郊及び詔安における貿易にはアヘン貿易も含まれると思われるが、⁴⁴⁾ いずれにせよ廣州またはその近郊における對西洋(インド)貿易に引きつけられていることになる。傍線部③にあるように燕の巢などの東南アジア産品も廣州で入手しなければならぬことも、⁴⁵⁾ 従來廈門で行われていた中國船による對東南アジア交易が、廣州貿易の活發化にともない詔安等の小港—廣州附近—東南アジアというルートで行われるようになったことを示している。⁴⁶⁾

廈門の對外交易の中心である對東南アジア交易についてみれば、表一にみられるように、一八三〇年代のシンガポールの中國帆船出港の記録からも、廈門よりも廣州、潮州近郊の樟林、海南島周邊の重要性が高まっていることはうかがえる。また、廈門を朝貢ルートとしていたスルーとの貿易においても、一八三〇年代からスルー—廈門間の直接の貿易が減少し、中國—スルー間の貿易がスペイン船によりマニラ經由で行われるようになりつつあった。⁴⁷⁾ このように、中國—東南アジア間の交易において中國帆船の活動が低下して、歐米船の役割が大きくなっていったことも、⁴⁸⁾ 結果として歐米船の集中する廣州の活發化と廈門の衰退を導いただろう。

その上、閩南人商人自體が廈門を離れて交易を行っていた。一八三二年に東インド會社のアマースト號で廈門を訪れたリンゼイ (Hugh Hamilton Lindsay) は、近年の重い徵求のため、廈門の主な商人は廈門を避け、廣州・上海などに移動し、廈門との交易を行っていたとする。⁴⁹⁾ また、同じ航海で訪れた寧波では、寧波とシンガポールの交易は福建人所有の船舶によって行われていると述べている。⁵⁰⁾ 一八三一年に寧波を訪れたギュツラフ (Charles Gutzlaff) も、上海では寧波と同様に福建人が主に交易を行い、一部の福建人所有のジャンクは東インド諸島と交易していると記す。⁵¹⁾ さらに、先述したように、

表1 シンガポールにおける中国帆船の貿易

年	船籍	船種	船数	積載船数	総トン数	目的地	輸出アヘン明細	備考
1831年	中国	ジャンク	7	0	1075	廣州		
1831年	中国	ジャンク	3	0	760	樟林		
1831年	中国	ジャンク	2	0	370	上海		
1831年	中国・コーチナ	ジャンク	2	2	340	海南	2箱	
1831年	中国	ジャンク	1	0	300	廈門		
1831年	中国	ジャンク・トップ	4	1	1263	中国	ベナレス1箱	
1832年	中国	ジャンク	5	1	1130	上海	ボンベイ7箱、ベンガル1箱	
1832年	中国	ジャンク	3	1	575	廣州	ボンベイ2箱	
1832年	中国	ジャンク	2	1	505	樟林	ベンガル5箱、パトナ5箱	
1832年	中国	ジャンク	2	0	375	廈門		
1833年		ジャンク等	3	1		廣州	53 balls	3隻以上
1833年		トップ等	2			海南	ボンベイ2箱、ベンガル54 balls	2隻以上
1833年						樟林	ベンガル15箱、ボンベイ6ピクル	
1833年						上海	ベンガル9ピクル	
1834年		ジャンク	8			樟林	ベンガル62箱、	
1834年		ジャンク・トップ	5	2~3		廣州	ベンガル25箱、ボンベイ70カティー	
1834年		ジャンク	3	0		廈門		
1834年		ジャンク	2			上海	ベンガル11箱、ボンベイ6ピクル	
1834年		トップ	1	1		海南	ベナレス3.5箱	
1835年		ジャンク	7			海南	130 balls	
1835年			5	0		廣州		
1835年			2	1		上海	ベンガル15箱	
1835年			2	1		廈門	ベンガル1箱	
1836年			1	0		廣州		
1836年			1	1		海南	ボンベイ1ピクル	
1836年			1	1		上海	ボンベイ8ピクル	

出典：Singapore Chronicle and the Commercial Register

1833年の8、9、12、26、35、40～42、49號、1834年の7、8、15、38、45～48號、1835年の16、17、19、23、27、34、36、47～52號、1836年の32號は入手していない。また、船隻データは時期によるばらつきがあり、網羅的とはいえない。特に1836年、1837年は少なく、1837年についてはデータ不足により省略した。

廣州においても閩南人は對東南アジア・歐米貿易に參與していた。

閩南人の移動は東南アジアにも及んだ。當該期の東南アジアにおいても華人の活動は衰えず、むしろ一八〇〇～一八三〇年代は、ヨーロッパのアジアへの通商の擴大に伴うジャンク貿易の發展期と華人移民の増大期と捉えられている。一八三〇年代でも、中國人はシャムに移動して對中國貿易を行っており、上海や寧波との貿易が廈門よりも利潤があるとみなしていた。

以上から推測できるように、廈門の衰退は、閩南人の交易活動の衰退を意味しない。つまり、閩南人はより高い利潤と負擔の軽減を求めて廈門を離れ、閩南の小港、中國沿海諸港及び東南アジアなどで活動し、交易も廈門を迂回して行ったため、廈門の利用が減少したのである。そしてそれこそが、清

朝の廈門における貿易統制の破綻をもたらしたのである。これは、従来廈門を中心にして行われていた閩南人の海上交易を清朝が把握できなくなることを意味していた。

このように、一九世紀初頭において、廣州貿易の活性化などを要因として、従来廈門において行われていた閩南人を中心とする中國人商人の海上交易が廈門を離れ、洋行・商行という牙行による對外貿易・内國貿易に對する清朝の統制が崩壊していた。これに伴い閩南人による海上交易に關しては、清朝の統制できない部分が擴大していた。しかし、閩海關全體としては稅收が減少したものの、稅額は満たしており、壓倒的な規模の西洋船が廣州に來航を續けることによって廣州に中國船も集中していた。それゆえ、廣州で貿易がある程度把握されて稅收が減少しない限り、廈門から廣州への貿易の移行自體は清朝全體にとつては、大きな問題とはならなかったともいえるだろう。嘉慶二十二年（一八一七）に廈門からの茶の輸出が禁止されたことは、清朝の廣州重視を如實に示している。逆に言えば、對西洋貿易の中心であり、かつ内國貿易及び對東南アジア貿易においても重要性を増しつつある廣州における貿易管理体制が動搖した場合、清朝は對外交易と内國交易の結節點をほとんど把握できなくなる狀況にあった。そして、歐米船舶が廣州を離れて零丁洋で交易を行うようになった時、この危険は現實のものとなる。

(二) 嘉慶海寇の亂

貿易管理体制の動搖に加えて、清朝の沿海支配の動搖を示すのが、嘉慶海寇の亂である。中國東南沿海域では、季節的な海寇は常に存在していたものの、大規模な海盜は鄭氏の降伏以降は發生していなかった。しかし、一七九三年から一八一〇年にかけて大規模な、嘉慶海寇の亂が發生する。これは、ベトナムにおいてタイソン（西山）朝が廣東人を中心とする中國人海盜を庇護し、それを利用したことが契機となった。一八〇二年以降になると、タイソン朝の没落と阮朝による海

盜鎮壓が行われる中で、海盜の活動はベトナムを離れ、閩南人・廣東人によって福建・廣東沿海を中心に行われるようになる。これに對し清朝は、廣東沿海ではポルトガル人等の手を借りつつ、結局は海盜を招撫することにより、反亂を抑え込んでいく。⁸⁹

嘉慶海寇の亂からは、清初の鄭成功以來の大規模な沿海勢力の成長がうかがえる。だが、この海盜勢力の中心は廣東、閩南の勢力いずれにおいても漁民が中心であった。⁹⁰ 一方で、商人層についてみると、海盜への物資の提供などを別にすれば、直接反亂に参加する事例は少なかった。東南アジアなどと交易を行う洋船が海盜の主要な攻撃對象となっており、廈門などの商人達はむしろ鎮壓する清朝側に協力する傾向にあった。例えば廈門島の沖合にある大擔・小擔島に築かれた砲臺にも、廈門の洋行・商行等は寄付を行っている。⁹¹ これは、清朝が民間商人による海上貿易を認めたため、海盜勢力が海上交易の主體となることはなかったことを示すのだろう。また、清朝が水師の實力で鎮壓する手段をとることができず、招撫という形で海盜の活動をひとまず押さえこんでいるという状況は、當時の清朝の軍事・警察力による治安維持能力の水準を如實に示している。

以上のように、一八世紀末から一九世紀初頭にかけて、清朝の沿海支配は交易統制と治安維持の二つの側面から動揺していた。これを背景に進行したのが、アヘン貿易の擴大であった。

二章 アヘン貿易の擴大と閩粵沿海民

清朝は嘉慶海寇の亂を收拾したものの、その貿易管理体制はアヘン貿易によって一層動揺することになる。このアヘン

貿易の中心となった珠江河口付近は、嘉慶の海寇の活動地域と重なっており、アヘン貿易参加者の職業も漁業関係者等は海盜と共通している。従って、沿海住民の一部は海賊活動からアヘン貿易活動へ移行したとみなすことができ、また常に海賊活動に回歸する可能性もあった。⁶⁴

以下では、當時アヘン貿易の中心とみなされていた廣州周邊と廈門周邊（閩南）、天津、上海の⁶⁵アヘン貿易の状況について一八三〇年代末を中心に検討したい。

一、廣州・閩南沿海でのアヘン貿易

アヘン貿易の中心となったのは廣州周邊であり、次いで閩南である。内陸へは廣州を起點として廣西、福建、湖南、江西へ、廣東東部と閩南からは福建北部、さらには江西へとアヘン貿易は擴大し、⁶⁶沿海では兩地から沿海部一帯に擴大した。以下では、廣州近郊と閩南の状況について概観していきたい。

(一) 廣州

廣州においては、一八世紀末以來、東インド會社のもとでアヘン貿易が擴大していた。一七九九年に清朝がアヘン輸入の禁令を出したことにより、東インド會社はその使用人がアヘンを中國に持ち込むことを禁止したが、東インド會社に代わり地方貿易商人（Country Trader）がアヘン貿易を擔った。當初、廣州南郊の黃埔で行われていたアヘン貿易は、一八二一年に兩廣總督阮元の下で禁壓され、珠江河口の沖合にある零丁洋の躉船へ移動したが、その後さらに活發化した。⁶⁷

廣東における、アヘン貿易の擔い手は現地の廣東人を中心としていたが、潮州人・閩南人も參入していた。例えば、道光二年（一八三二）三月二八日の兩廣總督阮元の上奏は、官側から具體的にアヘン貿易のあり方を伝える比較的早期の文獻

であり、澳門付近において、福建詔安縣人吳亞昂等、漳浦縣人郭亞團等、廣東潮陽縣人鄭阿照等、澄海縣人陳亞眉らがアヘン貿易に參與していたとする。このうち、吳亞昂は商船の水手で商船に搭乗して澳門沖合に赴いており、郭亞團は漳浦縣で船舶を借りて廣東電白縣で、鄭阿照も新會縣江門でそれぞれ貿易を行ってから澳門に赴いていた。また、陳亞眉は澳門で小糖鋪を開いて商業を営んでいた。⁶⁸ここからも、廣州及びその周邊の貿易へ吸引された閩南人・潮州人が、アヘン貿易にも參入していたことがうかがえる。

アヘン貿易従事者の職業は行商から小規模な商人などの各種商人、下級官吏、漁民、海運・水運關係者（船戸、舵手、水手）、手工業者等であり、農民はほとんどみられない。⁶⁹廣東人の多くが香山縣を中心とした珠江デルタ出身者であり、彼らは澳門などに居住して「夷語（外國語）」を習得して外國人商人とのアヘン取引を仲介しており、その行爲により清朝當局に警戒されていた。⁷⁰

アヘン貿易の形態としては、先行研究では、數十人の出資者からなる密口というアヘンの卸賣りと仲介の商業組織を形成していたことが指摘されている。密口は二〜三萬ドル、多い場合には一〇〇萬ドルの資本を有し、アヘンを購入する場合廣州の密口において取引を行い、取引成立後に快速船を利用して零丁洋の躉船から内地にアヘンを持ち込んだ。これらの密口からは、さらに各城市鎮に散在する小密口へアヘンが供給されていた。⁷¹密口の形態は、資金の必要な事業の際に行われていた合股と同様であり、小密口への出資者を含めれば多數の人々が參加していることがうかがえる。

一方、摘發された事例からみると、先述した潮陽縣人鄭阿照が一二三ドルを集めて直接澳門の外國船からアヘンを二六塊入手しているように、直接外國船からアヘンを手する小規模取引の事例もある。⁷²北方から來航する船舶も密口を経ないで取引しており、密口を経由せず直接外國船・躉船と取引した事例も多いとみてよいだろう。

いずれにしても取引規模の小さい事例が多數を占める。これは富戸が漁業・水運關係者に取引を委託してリスクを回避

している面もあるが、むしろ、通常の商取引が零細な取引を基盤としていたことが背景にあると考えられる。⁽⁶⁾ 以上のような形態からは、多様な背景をもつ個々人が、それぞれ可能な規模・方法でアヘンを求めて外國船・躉船に群がってきている状況がうかがえる。

(一) 閩南

アヘン貿易は廣東だけにとどまらなかった。そもそも、吸飲を目的としたアヘンの使用は臺灣や福建において中國でも早くから普及していた。⁽⁷⁾ さらに前述したように、廈門における貿易管理体制は既に崩壊していた。そして、發展しつつある廣州から閩南・潮州への交易ルートを利用して、アヘン貿易も廣州から閩南・潮州に擴大していた。⁽⁸⁾

しかも、アヘン貿易は従來からの廣州—閩南間の貿易を活用しただけではなかった。周知のように、ジャーディン・マセソン商會 (Jardine, Matheson & Co.) などの地方貿易商人も船舶を廣州以北の泉州灣などに北上させるアヘン貿易を一八二〇年代に試行しており、一八三二年以降には福建から奉天に至るアヘン貿易を本格的に開始した。⁽⁹⁾ 北上する外國船によるアヘン貿易は擴大し、⁽¹⁰⁾ 閩南に來航した外國船にはアヘン貿易を求める人々が群がることになる。⁽¹¹⁾ では、これら地方貿易商人の船舶は如何にして北上するようになったのか。

道光一四年二月二日、閩浙總督程祖洛は次のように上奏する。

以前よりアヘンの禁令は非常に緩んでおり、内地の奸民はひそかに小舟を出して「アヘンを」受け取り、互いに大きな利益を得ます。夷船（外國船）の來航はいよいよ多くなり、奸民は既に「夷船と」取引して一儲けしようと考え、ついにそれぞれが不正に船舶を建造して、「夷船と」結託して商賣を行うことができるようになっていきます。甚だしい場合には、奸民で廣東において取引するもので、蕃語（外國語）を學び、澳門で夷人と交際して、福建まで連れてくる

者がいます。⁽⁸⁾

ここからは、閩南人の廣東での取引↓外國語の習得↓福建への誘引というパターンを見て取ることができる。

ここで、より具體的な事例として、道光二〇年(一八四〇)一月の閩浙總督桂良の上奏で晉江縣人林牙美の案件をみると、……道光四年(一八二四)、林因はアヘンを買い込んで販賣しようとし、林牙美及び林干、林梨春を合股の仲間に入れ、合計七千ドルあまりを出資し、廣東の澳門で未精製アヘン十八箱を買い、運んできて轉賣しました。以後毎年「アヘン」仕入れて運輸販賣し、その回数は數え切れません。また、道光八年から、林因は「また」別によく夷語に通じた現在逃亡中の蔡能などを雇い、前後して澳門に赴き、夷船をさそって福建に來させ、アヘンを仕入れて運び、毎年得る利益はおよそ番銀一萬ドルあまりで、三〇股として配當し、該犯林牙美は「その」配當の五分の一を得ております。一三年九月、林因はまた林牙美らに命じて銀を携帶して澳門に行かせ、既に逮捕されて審理・裁判濟みの王略に依頼して、共にカラパの夷船(オランダ船?)の船上でアヘンの價格を相談の上で決め、まず手付け金を渡し、夷船を誘って福建に來航させ、購入した未精製アヘンは三〇箱、價格は番銀一萬餘ドルをかぞえ、分散して賣卻し、利益は均分しました。……「道光一九年」六月初旬、林牙美は廣東省のアヘンの値段が安いのを知り、夷船をさそってアヘンを運ばせて福建に來させ、買いためができるようにし、あわせて他人を誘って販賣させて、仲買の仲介で利益を得る事を思い立ちました。「現在」逃亡中でもとから知り合いの晉江縣人の林投はよく蕃語に通じているので、彼を雇って廣東省の伶仃洋沖合に赴かせ、夷船一隻をさそい、「夷船は」七月初旬に林投とともに福建省に來て、惠安縣管轄の按頭沖合に停泊しました。⁽⁹⁾

とある。この事例でも晉江縣人の林牙美らが道光四年以降、澳門で毎年アヘンを購入していたことが背景となり、道光八年以降、廣東の澳門に赴いて外國人と取引を行い、外國船を閩南に誘引したとしており、前述の記述を裏付ける。

このように、清朝側の史料からみれば、地方貿易商人を閩南に誘引したのも、閩南人・廣東人であった。勿論、地方貿易商人自らの戦略により、利益の多寡を判断して來航しているのであるが、廣州附近でのアヘン貿易への閩南人の參與が外國船の閩南來航に影響を與えていることは間違いない。

廣州または閩南で外國人と直接接觸するのが、外國語に通じた人々である。閩南人が廣州附近に赴いて外國船からアヘンを購入する場合、廣東人を通譯として使用することが多いが、彼らは多くが澳門において外國語を習得していた。また閩南人も澳門で習得している事例が多いが、東南アジアで習得した事例もみられる。こうした人々が澳門で外國人と接觸して福建に誘引することがうかがえる。清朝側はこれら外國語を話す人々をとりわけ警戒することになる。

以上のような地方貿易商人との交易を含め、閩南沿海部におけるアヘン貿易の擔い手は閩南人と廣東人であった。閩南人は廣東または閩南の外國船からアヘンを購入し、廣東人は外國船または廣東船で閩南の沖合まで來航した。仲介者としては、閩南においても廣東人の役割が擴大していることが注目される。また、アヘン貿易に従事する人々の職業もやはり商人、漁民、海運關係者が多數を占めており、これも廣州と共通する。

次に、アヘン取引の形態をみると、比較的大規模なケースでも合資の相手・アヘンの購入先・購入地も一定していない。ここで一例として、泉州府同安縣人の張潘の事例をみてみたい。張潘は同安縣滸井郷に居住して質屋を開き、道光七年（一八二七）に張秉の名を用いて捐納により監生になっている人物である。しかし、後に質屋が缺損を出して休業し、道光一三年からアヘン貿易に携わっている。彼の活動を表二から見ると、資金は四〇ドルから四五〇〇ドルに及び、合資の相手は族人を中心としているが、族人以外も含み、取引ごとに變化している。またアヘン購入地も廈門付近の大擔島、金門島、高崎、大嶼島から廣州附近にまで廣がり、さらに購入先は廣東人及び外國船、漁船など、一様でない。多くの場合、林擧を使用するか、他人に依託してアヘンを購入しており、アヘンの販賣も林擧に代行させ、張潘自らが貿易を行うことは

表2 同安縣人張潘のアヘン貿易

年月	總出資額	アヘン 購入量	購入地	購入先	出資者	備考
道光13年 1月	番銀2,400ドル	3箱	大擔外洋	廣東人船	張潘、張潘の族人 張哲、張南山	草烏船1隻私造、 林舉等が實行
道光13年 2月上旬	銀800ドル	70塊	大擔仙尾外洋	廣東人李姓 船	張潘、張哲	林舉等が實行
道光13年 2月中旬	銀800ドル	70塊	金門塔仔脚洋 面	廣東人王姓 船	張潘	林舉等が實行
道光13年 3月	銀1,600ドル	130塊	廣東山頭鄉	益昌號行	張潘、魏旋、林石	林舉等が實行
道光13年 3月中旬	銀1,600ドル	120塊	大擔洋面	廣東紅頭船	張潘、張哲、張南 山	林舉等が實行
道光13年 3月末	銀40ドル	2塊	高崎渡	施姓	張潘	
道光13年 9月	銀800ドル	60塊	廣東		張潘	魏旋・林石に依 託
道光13年 10月	銀2,000ドル	160塊	廣東		張潘	林青に依託
道光15年 10月	銀4,500ドル	4箱	晉江縣衙口外 洋	夷船	張潘、林様、林 青、張榜	
道光16年 12月	大小元寶19錠、 番銀718ドル		大嶼洋面	廣東紅頭船	張潘、張青、張 謙、張坂、洪有臨	金門左營の追撃 により張潘逃亡
道光17年 2月	銀2,400ドル	3箱	金門地方	漁船	張潘、李兌、張儒	

出典：『宮中檔道光朝奏摺』第5輯、(002185) 319-324頁、『鴉片戰爭檔案史料』第1冊、436-437頁、閩浙總督鍾祥の道光18年11月23日の上奏。なお、廣東山頭鄉は汕頭を指すのであろう。

少ない。ここからは、特定の取引経路をもたず、あらゆる人間関係を利用し、機会をとらえてアヘン取引を行っている状況がうかがえるだろう。

全體としても、摘發例からみると、小規模かつ合資を行い、小型船舶を使用している事例が多い。閩南では宗族による大規模な交易も存在するのが特徴とされるが、それも以上の事例からみて、個々人の族人や知り合いの合資による取引の集積とみなすことができる。また、總體としては大規模に行われる地方貿易商人の船舶との取引の場合も、多數の貿易業者と取引することが前提となっていた。以上のように閩南においても、個々人があらゆる機会・関係を利用してアヘン貿易に参加しているとみられ、廣州附近の形態と同様であるといつてよいだろう。

以上から、廣東人、閩南人は職業・貧富を問わず機会があれば小型船舶に乗り、零丁洋や閩南沖合に浮かぶ躉船、外國船または中國船まで赴いてアヘンを購入し

ていることがわかる。むろん、逮捕された人々の事例で小規模な取引が壓倒的に多いのは、官側の史料上の問題はあるかもしれない。ある程度大規模な商人や、現地に勢力を有する宗族集團などの場合、直接の逮捕が困難であったことは豫想され、かつ張潘の事例にみられるように代理人に購入させていた事例も多いだろう。また、供述中の取引規模は實際よりも小さくなっている可能性は高い。それゆえ、逮捕された事例が完全にアヘン貿易の傾向を代表しているとは言いがたい。しかしながら、たとえ代理人の形であれ、無数の人々が廣州以外の地域で外國船に群がっていく状況は變わらない。彼らと外國人を仲介したのは、夷語を解する廣東人・閩南人であり、特に前者の役割が増大していた。彼らの活動により地方貿易商人と廣東人・閩南人が結びついた結果、對外貿易と内國貿易が廣州以外の地でリンクし、その比重が高まるにつれて廣東における貿易管理體制への決定的な打撃になった。清朝は廈門に續いて廣州でも貿易管理體制の維持に失敗し、對外海上交易に對する統制能力をほとんど喪失したのである。

なお、歐米船舶と比較すれば規模は極めて小規模であったが、東南アジアから中國帆船によって直接、廣東沿岸、廈門、上海などの中國沿海各地にアヘンが持ち込まれていた。これは、表一にあるように、一八三〇年代のシンガポールにおける中國帆船の輸出状況からも分かる。従って中國へのアヘン流入の原因が、地方貿易商人に限定されなかったことにも留意する必要があるだろう。

では、内國海上交易において最も重要であった天津と上海においてアヘン貿易は如何なる状況にあったのだろうか。

二、天津・上海におけるアヘン貿易

福建・廣東から中國中部・北部に至る中國沿海貿易ルートを閩南人・廣東人が掌握していたことから、アヘン貿易は上海・定海・寧波・乍浦などの中國中部沿海各地、天津・蓋平などの中國北部沿海各地に擴大した。

沿海におけるアヘン貿易ルートは主として二つ存在した。一つは廣東・福建から天津を經由して、北京、直隸、山西、陝西、河南へと運ばれるルートであり、もう一つは廣東・福建から上海を經由して、蘇州、太倉、通州へ、蘇州からさらに江蘇・安徽・山東・浙江へと運ばれるルートであった。つまり、天津と上海が海上交易ルートの主要な中継点となっていたのである。以下、この二つの海港を中心に検討したい。

(一) 天津

天津のアヘン貿易が活潑化した背景には、従来からの砂糖・大豆交易に基づく福建・廣東の洋船の來航が背景にあった。一八三〇年代當時、天津への洋船の來航数は多く、毎年八〇〇〜九〇〇隻から一〇〇〇餘隻とみなされ、道光一八年（一八三八）には一四七隻が來航し、道光一九年にも一六七隻が來航、水手（水夫）は總計一萬人以上にのぼった。

この洋船の活動は天津だけに止まらなかった。逮捕された福建船の出海の供述では、福建省の廈門船と廣東の各船は毎年まず天津で貨物をおろした後、ついで奉天の錦州に赴き、西錦、南錦、三日島、牛莊の四カ所で大豆を買い付けており、天津から奉天まで、僅か二晝夜で到達可能であるとしていた。

この供述は事實であった。道光一八年九月九日、天津鎮總兵・天津兵備道らによって廣東の洋船金廣興が摘發され、未精製アヘン一二袋、計十三萬一千五百三十六兩及び多數の煙具と武器が押收された。署理直隸總督琦善の上奏は次のように述べている。

鄧然つまり鄧繕を尋問した供述によりますと、彼は廣東の三水縣人で、南海縣人の余暉、順德縣人の崔四、福建龍溪縣人の郭有觀つまり郭壬酉と各々出資して、廣州府城外水西街にある萬益號の香山縣人李四の仲買で外國船から未精製アヘン八三擔を買い付け、一擔は約一五〇〇〜一六〇〇兩でした。天津に來航したものの、ちょうど捜査・逮捕が

嚴重だったので、上陸できず、ただ砂糖だけをおろしました。相談して奉天の西錦州、南錦州方面に航行して販賣することにし、大沽に到って風待ちをして停泊していたところを捕まりました。郭呑の供述によれば、彼は福建龍溪縣人で、金廣興洋船で水手をつとめ、彼は族兄の郭有觀に銀五〇兩を渡し、合同で未精製アヘンを販賣しました。その他の者の供述は鄧然とほぼ同じです。「所持するアヘンが非常に多いのだから、もし奉天で完賣できなかったら、またどこに行くつもりだったのか、廣東に持ち歸るつもりだったのかどうか。」と詰問しました。供述によると、該犯人らは資本を借りていて、利益を得て返済しようと言論んでいて、もし奉天で賣却できなかったら、ただちに江蘇省の上海に行つて販賣することです。……臣が金安發つまり金廣興洋船の照票（通航證）^⑩を調べたところ、廣東省惠州府海豐縣の船戸のもので、「道光」一五年から、いずれも天津から奉天に赴いております。」

このように、廣東の洋船は廣州の商人を通じて外國船からアヘンを購入している。この事件について兩廣總督鄧廷楨の上奏では、郭有觀の依頼によつて李四（李亞彥）^⑪が莫亞三を通じて廣州の商館の西洋人から契約書入手して郭に渡し、郭は沖合で外國船からアヘンを購入するという形をとっていたことを明らかにしており、密口を利用したと見てよいだろう。その後は、廣東から天津、天津から奉天（東北）という従來の砂糖・大豆貿易のルートを利用しているが、奉天から上海等への販路變更は容易であった。むしろ、福建・廣東↓上海↓天津という従來の貿易ルートの利用も考えられる^⑫。そして、廣東惠州府の船隻の中に廣東人と閩南人が共同で出資している例があるように、多様な閩粵人が参加していることがうかがえる。また、アヘン貿易の中心が廣東船であったことは、アヘン貿易を通じて廣東人及び廣東船の役割が中國沿海部において擴大していたことを示す。では、沿海におけるアヘン貿易の中心となっていたこれらの洋船と天津居住の人々はどのように結びついていたのだろうか。

琦善は道光一八年八月二日の上奏で、

天津府城には會館^⑩と洋貨を販賣する鋪戶が設けられていますが、その半ばは福建・廣東の居留民であり、互いに結託して、「アヘンを」密かに運び込んで密賣します。嶺南棧の廣盛號、針市街の潮義店、大有店、福廣店はひとしく「アヘンの」代理販賣の場となっています^⑪。

と述べて、洋船と洋貨鋪の間を會館・棧行が結びつけていることを指摘している。客店・棧行は洋船に代わり關稅を代納していたとされ^⑫、牙行の役割を果たしていたといえる。つまり、洋船―客店・棧行（牙行）―洋貨鋪というルートを経由する取引形態であったとみてよい。

ここで、琦善の上奏から天津において摘發されたアヘン取引についてより具體的に示されている事例を整理すると、表三のようなになる^⑬。逮捕された人々の職業は船戶から水手にいたる洋船關係者または天津の洋貨鋪などの店舗經營者またはその使用人などが壓倒的に多かった。アヘンの入手先は洋船・洋船乗員または洋貨鋪であり、洋船關係者は閩南人・廣東人、洋貨鋪經營者の大部分は閩南人である^⑭。また、上海から天津に來航する沙船が上海―天津間のアヘン貿易に参加していないことは、閩南人・廣東人が沿海のアヘン貿易を獨占していることを示唆している。本地人が洋貨鋪などからアヘンを入手する場合も多く、洋貨鋪が洋船と本地人の間を仲介していることが見て取れる。その他にアヘンの賣却相手には山西人もみられ、彼らが天津から華北各地のアヘン移出を擔っていることを示す。これらの事例を見る限り、大規模な取引は少なく、零細な取引が大半を占めることがうかがえる。なおこの表には、客店・棧行が関わっている事例がほとんどみられないが、これについては三章において検討したい。

(二) 上海

上海のアヘン貿易も従來からの砂糖・綿花貿易の沿海貿易ルートを利用して洋船によって行われた。例えば、道光一八

表3 天津におけるアヘン貿易(1)

番 號	奏摺の 日付	逮捕者	逮捕者の籍貫	逮捕者の 職業など	アヘン 購入年月	購入相手	購入地	購入量	賣却相手ま たは賣却地	備 考
1	道光18年 9月19日	鄧然等 3名	廣東三水縣、 福建龍溪縣	客人。水手。		夷船	廣東	83擔		金廣興洋船、 大沽で捕獲。
2	道光18年 10月23日	曾錫等 4名	福建詔安縣	洋船に乗り 砂糖を販賣。 水手。	道光18年		福建詔 安縣	60包	沈三發、合 發號、長涯 頭幫旗丁	
3	道光18年 10月23日	陳對等 3名	福建同安縣、 天津	小洋貨を鋪 開設。洋貨 鋪幫夥(使 用人)。	道光17年 ~18年7月	林茂財洋船出 海、洋貨鋪經營 者、金恒發洋船 廣客。	天津	10包~ 127包		陳水は陳對の 堂弟。天津縣 のおこり捜査 により逮捕。
4	道光18年 10月23日	徐狗兒 等3名	天津縣	小商人。煙 販鋪幫夥 (經理)。	道光18年 8月	福建人吳粵觀、 沈三發。	天津	10~ 11包		縣役王立然の おとり捜査に より逮捕。
5	道光18年 10月23日	吳粵觀	福建漳浦縣	天津に洋貨 鋪を開設。		蘇瑞觀、金廣安 洋船、嶺南棧開 義記張三鋪。	天津	5~ 12包		徐狗兒の代わ りに購入。
6	道光18年 10月23日	蘇瑞觀	福建同安縣	天津に洋貨 鋪を開設、 アヘンを販 賣。		金長順・沈萬濠 洋船、沈三發鋪 内。	天津	5包~	吳粵觀	潘雙翠の代わ りに購入。
7	道光18年 10月23日	陳瑋觀、 紀樹春	福建海澄縣、 天津縣	天津に洋貨 鋪を開設、 アヘンを販 賣。監生。	道光18年	金廣順・金恒發 洋船の洪充觀・ 洪燕觀。	天津	147包		
8	道光18年 10月23日	王四等 12名	天津、廣東嘉 應州、新寧 縣、大埔縣、 博羅縣、福建 同安縣、江西 南豐縣	歇店を開設。 雜貨鋪を開 設。洋貨鋪 幫夥。	道光17年 ~18年	鄭德興等洋船、 嶺南棧陳倡、福 建人葉幅蘭、金 廣泰洋船黃槐 觀。	廣東、 天津、 江西、 湖北漢 口	40餘包 ~1箱	河南省城(開 封)、湖北樊 城。	楊禹九が購入 し、金順長洋船 で天津に至る。 天津の價格が 安いため、河 南省城で販賣。
9	道光18年 10月23日	潘雙翠	安徽懷寧縣	天津で唱戲。	道光18年 6月	蘇瑞觀、翁洛照		10包		鹽政衙門眼線 のおとり捜査 により逮捕。
10	道光18年 10月23日	馮長清 等5名	天津縣	酒鋪を開設。 酒鋪幫夥。	道光16年 ~18年8月	金元合等洋船、 德合號徐用觀。		10~ 11包		
11	道光18年 10月23日	孫東	天津縣	挑脚(運搬 夫)	道光18年 7月	東門に店をもつ 山西人彭姓。				彭姓に知らな いままアヘン の輸送を委託 され、途中で 逮捕される。
12	道光18年 11月15日	施泳成、 施水	福建同安縣	洋貨鋪を開 設。	道光15年5 月~18年6 月22日	金廣順・金近順 洋船水手、金廣 興洋船、金福安 洋船水手。	天津	2~ 11包	江淮三幫糧 船水手	
13	道光18年 11月15日	黃凌、陳 小衛等3 名	福建安溪縣、 詔安縣	洋貨鋪幫夥。		詔安の金順安・ 金幅升・游廣 利・陳幘盛洋 船、黃萬濠洋船 出海。	天津		淮安・揚州 等幫糧船水 手	沈小衛は叔父 沈三發の指示 で黃萬濠洋船 出海からアヘ ンを入手。
14	道光18年 11月15日	蘇汶詳 等3名	天津縣	雜貨鋪開設。	道光17年 4月~18 年7月	益源號田三	天津	2~ 38包		病氣により吸 煙開始。廣東 人に依頼され て代買。
15	道光18年 11月15日	田士英 等3名	天津縣	田三と益源 號錢鋪開設。 益源號の管 帳夥計。	道光17年 間	洋船、德合號徐 用觀、金幅升洋 船水手。	天津		蘇汶詳、從 添發	

閩粵沿海民の活動と清朝

表3 天津におけるアヘン貿易(2)

番 號	奏摺の 日付	逮捕者	逮捕者の籍貫	逮捕者の 職業など	アヘン 購入年月	購入相手	購入地	購入量	賣却相手ま たは賣却地	備 考
16	道光18年 11月15日	從添發 等4名	天津縣回民、 天津縣	蠟燭羊肉鋪 開設。鋪内 幫夥。羊肉 の擔ぎ行商。	道光10年 ~18年3月	金元合・金大 興・金復興・金 萬興・沈榮發洋 船出海、嶺南棧 生牛號、廣東人 恒昌號梁洛見、 田士英。	天津	7~ 66包	寧津縣人、 井陘縣人、 邢州人、山西人、江淮 四幫糧船水 手等	
17	道光18年 11月29日	邱洛九、 許二	天津縣	小洋貨鋪を 開設。雜貨 の擔ぎ行商。	道光17年 ~道光18 年7月	洋船、林茂財洋 船水手	天津	2包、 煙具		
18	道光18年 11月29日	張老	天津縣	酒鋪を開設。	道光17年 6月~18 年6月	金元號・金廣順 洋船水手	天津	數包	于三、李洛 均	
19	道光18年 11月29日	王鳴九	天津縣	洋貨鋪を開 設、露天で 材木販賣。	道光18年 3月、閏4 月	義和號洋貨鋪開 設者	天津	6包		
20	道光18年 11月29日	何瑞	天津縣	料理人見習 い。	道光18年 3月	興澗號洋貨鋪掌 櫃人	天津	2包		兄が切麵鋪開 設、兄の代理 でアヘン購 入。
21	道光18年 11月29日	吳九、 蘇四	天津縣、福建 同安縣	桶屋。鏡の 擔ぎ行商、 糖鋪幫夥。	道光18年 7月	順利號の蘇尋糖 鋪の蘇四、金廣 大洋船、福建漳 州人。	天津	3包	信源號洋貨 鋪鋪夥	蘇四の兄蘇尋 が蘇四に代賣 させる。
22	道光18年 12月14日	張有恩 等5名	山西介休縣、 福建同安縣等	御者・野菜 賣り、金貸 し、洋貨鋪 幫夥	道光18年 7月~8月	福建人洪正觀洋 貨鋪内夥計。	天津	7~10 包	山西：江西 の陶磁器商 人。	山西省平定州 固關、天津で 逮捕。
23	道光19年 3月20日	孫兆淋 等6名	天津縣、奉天 錦縣	奉天で雜貨 鋪開設。食 料販賣。雜 貨鋪幫夥・ 傭工。	道光18年 閏4月	王名觀海船	奉天	180兩		大豆取引での 缺損補填のた めにアヘン取 引。天津と奉 天で逮捕。
24	道光19年 3月20日	劉老、 于三	天津縣	ござ・雨傘 販賣。	道光17年 ~18年5月	洋船水手	天津		高玉山、張 鶴年	北京で逮捕。
25	道光19年 3月20日	高通、 王五	湖北黃陂縣、 天津縣	天津で商賣。			天津	8兩 5錢		縣營の眼線のお とりの捜査で 逮捕、両者は 別件。
26	道光19年 3月20日	崔照等 6名	江西南城縣、 山西介休縣、 福建海澄縣、 直隸井陘縣、 天津縣	山西介休縣・ 徐溝縣人と 洋貨鋪開設。 洋貨鋪幫夥。 見習い雇工。						アヘンを販 賣、眼線のお とりの捜査で逮 捕。
27	道光19年 3月20日	楊佩等 5名	天津縣	福建人徐東 貴洋貨鋪幫 夥。		洋貨鋪	天津			元々徐東貴が アヘン販賣。 道光18年8 月に逮捕を恐 れ閉店歸郷、 アヘンを給與 にあてる。
28	道光19年 3月20日	李光賜 等2名	天津縣		道光18年 7月	金泳和洋船馮老 耀	天津		山東：海豐 縣人、場信 縣人	アヘン取引上 の紛争。

表3 天津におけるアヘン貿易(3)

番 號	奏摺の 日付	逮捕者	逮捕者の籍貫	逮捕者の 職業など	アヘン 購入年月	購入相手	購入地	購入量	賣却相手ま たは賣却地	備 考
29	道光19年 4月29日	黃 徹、 蔣庭	福建龍溪縣、 同安縣	福建海澄縣 人の洋貨鋪 幫夥・洋布 販賣、福建 龍溪縣人の 鋪内幫夥。						兩店ではアヘン、煙具を販賣。洋船水手がアヘン2包を黃徹への借金の返済にあてる。
30	道光19年 4月29日	蘇 素、 蘇臘	福建同安縣	天津で點心 鋪開設。		金復泰洋船水手	天津			蘇素の族兄は鋪内に借住して煙具販賣、18年7月に回籍し、煙具を依託。蘇素は病氣で吸飲開始。
31	道光19年 4月29日	林功	福建同安縣	天津で幫夥。						同安縣人許新が店の鋪東でアヘンを精製・販賣、18年7月に取締りが厳しいので閉店・回籍、林功が店番をしたが、店内に煙膏、煙具があり逮捕。
32	道光19年 4月29日	王闊觀、 許存任	福建同安縣	王青洋貨鋪 外で雜貨の 露天商。藥 店開設。						洋貨鋪ではアヘンを販賣。王青は道光18年9月に取締りを恐れて回籍。王闊觀が店番。
33	道光19年 4月29日	楊科	福建同安縣	幫夥。	道光18年 6月	金復泰洋船水手	天津	2包		山西人に販賣を委託された際に逮捕される。
34	道光19年 4月29日	張進幅 等5名	雄縣、天津 縣、容城縣	綿花販賣。	道光18年 8月～19 年2月	安啓升、雄縣人。	天津	1包～1 包44兩		
35	道光19年 4月29日	安貴等 3名	天津、容城縣		道光18年 6月	不識姓名人船	天津	數兩		容城で病人らに販賣。
36	道光19年 4月29日	郭 得、 黃亨映	天津縣		道光18年 4月～18 年6月	不識姓名人、陳 瑣觀鋪内。		21兩		郭が病氣で購入。
37	道光19年 12月15日	孟大・ 李洛雙 等4名	天津縣		道光18年 6月～	福建人德順號・ 興隆號洋貨鋪	天津	半包		孟大は李洛雙から購入。

出典：1は『鴉片戰爭檔案史料』第1卷、391～393頁。2～11は『宮中檔道光朝奏摺』第5輯、21～25頁、12～16は『宮中檔道光朝奏摺』第5輯、207～211頁。17～21は『宮中檔道光朝奏摺』第5輯、423～425頁。22は『宮中檔道光朝』第5輯、556～560頁。23～28は『宮中檔道光朝奏摺』第6輯、68～74頁。29～36は『宮中檔道光朝奏摺』第6輯、284～291頁。37は『宮中檔道光朝奏摺』第7輯、490～495頁。取引が複数回にわたる場合、購入年月は取引の最初と最後の年月を、購入量は最小と最大の取引事例における量を記した。

年一月二八日に山東萊州府膠州において潮州人王萬順が船戸をする鳥船からアヘンが押収された。この貿易船は砂糖を積載して江蘇・浙江に向かい、途中で南海縣の船舶を介して外國船からアヘンを手した。その後、風に乗って山東の膠州に至ったが、取締りが厳しかったために入港できず、江蘇・浙江でアヘンを販賣しようとして、山東で風待ちをしていて拿捕されている。この船の場合、目的地は上海とは限らないが、潮州と江浙との間の砂糖・綿花貿易を利用する形態であるとみてよい。

上海の貿易は、廣東・福建から上海までは閩南人・廣東人が擔った。上海に運ばれたアヘンは東關外の牙行が蓄積しているとき、道光一八年四月には、上海の亨吉號糖行や永利號店でアヘンを販賣していた福建人が逮捕され、永利號では未精製アヘン一萬五千餘兩が押収されている。したがって、上海においても閩南人・廣東人や牙行が洋船と本地人の間の仲介をしていたとみてよいだろう。上海から各地へは本地人と外地からの客商が行った。これも天津と形態的には同様といえる。

一方で、福建・廣東の洋船で黃浦江の河口付近までアヘンを運搬し、そこから上海までは小型船舶を利用して搬入する事例もみられた。例えば、道光一八年一月二三日に、黃浦江河口に停泊していた廣東省の金開倉商船に知縣らが乗り込んで船員二六名を逮捕し、船内から七〇〇餘兩、水中に投棄された三三〇〇餘兩の未精製アヘンを押収したが、この船舶も上海沖合で小型船舶を待ち受けていたと見られる。黃浦江河口で大型船から小型船舶へ積み替える手法は、私鹽搬入の手法と共通しており、「密輸」問題がアヘンに限定されていないことを示唆する。

以上から、閩南人・廣東人は在來の沿海貿易ルートを利用しつつアヘン貿易を北上・擴大したことが分かる。洋船の販路の變更などは容易に行われたうえ、洋船同士が洋上でアヘン貿易を行うケースもみられており、アヘン貿易を官が把握

することは困難であったといえるだろう。そして、天津・上海などの地で洋船と本地人・客商を結びつけたのが牙行を含む福建・廣東人であった。

さらに、沿海部に居住する閩粵人及び本地人等は洋船乗組員と直接接觸したり、小型船舶を利用したりすることにより閩粵船舶からアヘンを入手しており、零細な取引も多かった。この形態は、廣東・閩南において地方貿易商人の船舶及び躉船に小船が群がる状況と類似している。天津・上海など中國北・中部の沿海各地では、福建・廣東の洋船が地方貿易商人の船舶ないし躉船の代替機能を果たしていたといえよう。その中でも、直接歐米船と接觸する廣東の洋船の果たす役割は擴大していた。そして、こうしたアヘン貿易の中で洋船とともに清朝側に注目されてくるのがアヘン貿易を仲介する沿海部に居留する閩粵人であった。

三、沿海部に居留する閩粵人

交易活動での優位性を背景に、中國の沿海部には多數の閩南人・廣東人が居住しており、商業・海運業・漁業などに従事していた。例えば、盛京將軍耆英は奉天居住の福建人について、乾隆五六年（一七九一）に原籍に戻ることが希望した者は全員福建船で歸らせ、殘留者を保甲に編入したことをふまえて調査した結果を述べている。それによると、道光十九年には以下のように變化していた。

牛莊・福建人四十四名、女性二名↓原籍に戻る。

蓋州・福建人九百六十五名、女性五十九名↓現在保甲に男性と女性四百二十五名。

熊嶽・福建人三百二十名、女性一名↓現在保甲に男女百八十九名。……

錦州府天橋廠・現在保甲に入った福建人五百八十九名、流寓の福建人二百四十七名。^(註)

ここからは、乾隆期よりは減少しているものの、蓋州、熊嶽、天橋廠などの奉天沿海各地に多數の福建人が居住していることがうかがえる。彼らの多くは海運業などに従事していたのであろう。

先述したように、天津城外にも多數の閩南人・廣東人が居住しており、そのうえ毎年多數の洋船乗組員が訪れた。上海においても、大東門・小東門外で行棧を所有し、商業に従事しているのは、福建の漳州・泉州府、廣東の惠州・潮州府、嘉應州の五府州の人々が大半を占めるとされている。また、浙江沿海部にも海運業・漁業に従事する福建・廣東人が在住していた。そしてこれまで述べてきたように、これらの沿海各地に居留する福建・廣東人の多くがアヘン貿易に關與していた。

アヘン貿易が擴大する中で、居留する閩南人・廣東人に對する清朝官僚のイメージは悪化した。道光一九年一月、盛京將軍耆英は次のように述べている。

赴任して三ヶ月いたしまして、初めて奉天沿海一帯には、無業の福建人が比較的多く、「彼らからアヘン吸飲の」惡習が傳染して久しく、そのために商人や愚民が次第に「アヘンを」吸食するようになり、甚だしくは宗室・覺羅、官員や兵丁のなかに至るまで、吸食する者がいないわけではないことを知りました。

ここでは、アヘン吸飲の惡習が奉天沿海に居留する無業の福建人から擴大するとみなされているし、金州では無業の福建人が逮捕され、アヘンが沒收されている。

しかも、福建・廣東人らに對する否定的なイメージはアヘン貿易に限らなかつた。例えば道光一九年においても、直隸では福建の海盜が活動しており、奉天の天橋廠と猪島でそれぞれ捕獲された福建省同安縣の鳥船は奉天だけでなく山東の海上でも海賊行爲を行っていた。

また琦善は、道光一八年一月の上奏で、天津の海岸や川沿いは五方雜處の地（各方面の人々が雜居する地）であつて、惡黨

が紛れ込みやすく、以前は治安が良好であったが、近頃は強盜事件がしばしば發生し、道光一七年冬に天津で發生したあの強盜事件の犯人は多くが福建人であった述べる。その上で、天津に來航する人々が玉石混淆であるので検査が必要であるとしている^⑧。これも、外來の福建人などへの不信を示しているだろう。

このような海賊行爲や居留先における犯罪行爲などにより、福建・廣東人に對する總督・巡撫らの印象は元來良いものではなかった。これにアヘン貿易が加わったことにより、督撫らが自らの任地に居留する彼らに向ける眼は厳しくなったと言えよう。清朝側はアヘン貿易に従事する彼ら福建・廣東人を「奸民」そして「漢奸」として敵視し、その取締りを圖つていくことになる。

以上のように、閩粵沿海民はアヘン貿易に積極的に參與することにより廣東・閩南海海において對外貿易と内國交易をリンクさせて廣東の貿易管理體制に打撃を與え、洋船による貿易によりアヘン貿易を中國中部・北部に擴大した。そして、沿海部各地で外國船・躉船あるいは洋船に人々や小型船舶が群がる無数の零細な取引が生じることになる。この貿易で外國船と中國人、洋船と本地人を仲介したのも、閩粵沿海民が中心であった。その結果、沿海に居住する閩粵沿海民はそのアヘン貿易活動により清朝官僚に敵視されることになる。それゆえ、清朝督撫らの主要な課題は、西洋人と清朝官僚が間接的に接觸していた廣州を除き、閩粵沿海民を主體とする沿海アヘン貿易及び沿海に居留する福建・廣東人の取締となった。次章では、このような閩粵沿海民の活動が如何にして可能になったのかを、主として清朝、特に沿海の督撫らの對應を通して考察してみたい。

三章 清朝の對應

一八三〇年代になるまで、沿海部におけるアヘン貿易問題は廣東ないし廣州を中心に議論されていた。道光一〇(一八三〇)年になると、六月二十四日の江南道御史邵正笏の上奏を契機に各省にアヘンの生産・流通(種賣)を禁じる章程の起草を命じる上諭が出され、各省からは「種賣」を禁じる章程が上奏されたが、アヘン生産禁止の具體策が大半を占めた。一方、廣東では翌年、兩廣總督李鴻賓が沿海一帯の問題として廣東以北の諸省から出港した船隻への對策を講ずる必要を提起しているが、實施されることはなかった。また、同年七月、山東巡撫訥爾經額は「查禁鴉片章程」を策定しており、これは沿海におけるアヘン貿易を意識していたが、沿海各省に影響を與えてはいない。

道光一二年以降は、沿海部においては地方貿易商人の來航に注意が拂われるようになる。道光一四年になると、二月の閩浙總督程祖洛のイギリス船が福建沿海に來航しているという上奏に對し、同年三月二十七日に程祖洛への上諭で福建省海上の外國船によるアヘン取締りが命じられるように、閩浙總督が福建において對應を開始するが、前述のようにアヘン貿易が閩南で擴大していることからみて、この對應の効果は疑わしい。

以上のように、沿海におけるアヘン對策は、それぞれの地域において問題が生じた場合にいわば場当たりの上諭で取締りが命じられているに過ぎず、一貫して重視されたのは廣東だけであつたといえる。この狀況が變つたのは道光一八年に至ってからである。

弛禁論を主張する太常寺少卿許乃濟の道光一六年四月の上奏が、朱嶠・許球らの批判を受けて否定された後、道光一八年閏四月一〇日にはアヘン嚴禁論を主張する鴻臚寺卿黃爵滋の上奏がなされ、それに對する各督撫らの意見をふまえた

後、湖廣總督林則徐らの主張する嚴禁策が採用されることになる。^⑧

嚴禁策の採用へと進みつつあった道光一八年七月一九日、各地の將軍・督撫に對してアヘン吸飲者と煙館開設者を嚴しく取り締まることが上諭で命じられた。^⑨以後、沿海部での取締が本格的に開始される。沿海部においては、兩廣總督、閩浙總督、浙江巡撫、兩江總督、山東巡撫、直隸總督、盛京將軍らの督撫らを中心として、それぞれ個別にアヘン貿易に對處した。ただし、上奏と上諭を通じて一定程度の地域間連携も試みられている。この沿海部全地域における對應策の重點は、沿海部で活動する福建・廣東沿海民及びその船舶對策におかれた。以下では、主に天津・上海の狀況を中心に、清朝官僚の對應策の中から、從來からの沿海の貿易統制の問題を検討し、それと關連する廣東・福建の狀況についても概觀し、最後に沿海居留民の取締についてみていきたい。

一 天津・上海における取締

(一) 天津

天津は、北京へのアヘンの供給ルートに當たり、アヘン對策でも北京及び廣東・福建とならんで重視されることになる。この天津において、積極的にアヘン對策を行ったのが署理直隸總督琦善である。^⑩彼は道光一八年五月二六日に、福建・廣東の洋船によって銀が天津から流出しているかもしれないと上奏しており、それが福建・廣東船によるアヘン貿易によることも十分認識していた。

同年七月二七日になると、江西道監察御史狄聽は天津から華北へのアヘン流入について、

……洋船が入港するときには官吏の検査は全くなく、「海」關に到着してから委員が貨物を調べるのも、ただざっと眺めることができるだけで、もし船倉に入ってアヘンを捜査しようとしても、その船戸や水手およそ數十人が、抵抗し

ようという状況であり、委員達はおも事が起きるのを恐れ、おおむね皆大目に見てしまっています。調べますに、洋船の船戸と洋貨舗はいずれも福建・廣東人であり、もともと當地（天津）の無頼とぐるになっており、衆をたのんでほしいままにしています。……

と述べて、天津における洋船取締りの不備を指摘し、直隸總督にアヘン販賣人の逮捕と章程の策定による洋船取締り強化を命じるよう求めた。翌日にはこの上奏を受けて、琦善に對して厳格な取締りを命ずる上諭が下される。これに應じて、同年八月二日に琦善は上奏し、

……商船が天津に到着すると、船長からまず検査を行う役人に賄賂を送り、各船がみな東門に到着するのを待って、力を合わせて深夜の短時間の間に、アヘンを陸揚げし、「船が」店から非常に近いのですぐに到着し、そのうえ刃物で護衛し、日時も決まっております。これらの奸商はまたあちこちを賄賂で買収し、役人がもし捕らえに行くと、「役人の」人数が少なければ抵抗し、人数が多ければ噂を聞いて隠れます。これがこれまでの状況です。……

と述べて、従前の問題点を認めている。そして、この上奏以降、天津でもアヘン貿易従事者の逮捕についてはたびたび上奏されることになる。しかしながら、天津における洋船の統制が困難であったのは、従来から指摘されてきたような役人の腐敗や無力が主要な原因であったのだろうか。

道光一八年八月五日の章程を策定して厳しく捜査逮捕せよとの上諭を受けた琦善は、同年九月三〇日「稽查天津海口偷漏鴉片煙土章程」七條を上奏した。以下、この章程を手がかりに従前からの問題点とそれへの対策を見ていきたい。

章程をみるといずれも福建・廣東の洋船対策が中心となっている。このうち第一條、第二條では、洋船が出港する際の問題についてふれている。第一條では、『大清會典事例』の規定をひいた後に、

一、……ところが近年、洋船の携帶する船照は、ついにはずと昔に下付を願ひ出たものを更新しないものがある。

いま、搜索してアヘンを押収した金安發つまり金廣興洋船は、道光一五年（一八三五）年に下付した船照であり、出航した水手の大半は變わっており、積載している貨物も船照には全く注記していないので、検査するすべがなく、嚴密に行うには極めて不十分である。……

と述べている。第二條では、

二、……法例では、外國に赴く洋船には火砲武器の携帯を許すが、内地の南北兩洋で貿易をする商船には法例では武器の携帯を許していない^⑤。……ところが、現在捜査している金安發つまり金廣興一隻は武器多數を保有している。……とする。第一條からは前述した金廣興の事例から、洋船を統制する手段であり、毎年更新されるはずの船照が長期間更新されず、無効かつ有名無實であったことから、出入港時に船照のチェックが行われていなかったことが分かる^⑥。第二條も金廣興の事例から、規定では内國貿易において積載が禁止されている筈の武器についての統制が全くなされていなかったことを示す。

そこで對策としては第一條では福建・廣東の商船の出港については當該の地方官が検査を行い照票を該船に給與、あわせて天津に來航する船隻の字號等を當該の省の上官に報告し、ついで當該の省から先に咨文で直隸省に照會して検査の便を圖るといふ方式が示された。第二條では、福建・廣東の洋船が武器を携帯する場合、原籍の省の當該の地方官が検査を行い、例に違反すること（内國貿易船の武器携帯）を許さず、天津入港の際には武器を引き渡すことを擧げている。

これらは主として福建・廣東またはその他の地における、出港の際の當該地方官の對應が要求される條項であり、天津だけでは對應できない條項である。また、第一條にあるように洋船到着前に當該の省から事前に直隸に伝えることは、當時の情報傳達状況では不可能であつた^⑦。

續く第三條と、第五條においては、天津に入港する福建・廣東船に對する天津關の検査の問題について以下のように述

べている。

三、……従来は、洋船が天津に到着すると、まず海口の攬江沙に停泊し、漁船を雇って水先案内をさせた。「海河に」入った後には、海口營、大沽營及び葛沽巡檢の検査はあるが、文武官は決して協同で検査しないし、おそらく見落としが生じる。大沽海關に着くと、天津關は印條を發給して船倉を封印し、當該の商船は「天津城の」東門外に赴いて停泊し、「そこで」初めて行店に命じて船照を持參して登録し、貨物のリストを送付させ、検査を請願させる。「その」間の時間が遅延して、その隙に乗じて密輸しないとはいえない。そのうえ、洋船は天津と「福建・廣東などの間を」行き來していて、ルートを知っており、たとえ新しく來た船であっても、きっとよく知っている水手がいて、海口の潮汐に深く通じているから、漁船が先導する必要もないのである。これを口實にして「洋船と漁船が」結託し、検査が行われる前に密かにアヘンが持ち込まれるかもしれない。……「海河の」河口まで三岔河（天津城外）からは、水路は一九〇餘里、陸路は一〇五餘里で、支流や分岐はないけれども、陸地は廣々としており、以前、鎮・道から文武官・兵役を派遣して巡察させたが、恐らく有名無實である。……

五、……従来、福建・廣東商船が「大沽關と天津關」に至ると、行店が貨物のリストを送り、兩關は期日を決めて検査したが、包みや箱の計量をしただけで、嚴密に行うのには不十分である。

第三條では、武官だけが検査をしたこと、検査に隙が生じていることを示し、また漁船の水先案内と洋船の結託を問題視している。さらに海河の河口から天津城までの海河沿いの巡查が機能していないことも分かる。第五條は海關による検査が嚴密でなかったことを示す。いずれも官側の検査が不十分な分、手続きを代行する行店（牙行）の役割が重要であることを示している。

對應としては、第三條ではまず、福建・廣東船が海河の河口から海河に入る際に漁船による水先案内を許さず、必要な

場合は大沽警守備と葛沽巡檢が漁船を用意し、嚴密な検査を行った上で大沽から海河を進むことを許可し、海河沿いに停泊することを許さないとする。その上で天津關到着後には行店に當該船舶の出海とともに船照を持って各衙門で手續きさせ、長蘆鹽政と天津鎮・道は人員を派遣して共同で迅速に捜査し、天津到着から検査を経て積み荷を降ろして出港するまで十五日以内とすると定めている。さらに海河一帯で附近の居民と小船が洋船と接觸するのを絶つこともねらっている。第五條では、福建・廣東商船の貨物については逐一検査することが對應策としてあげられている。

ここでは、牙行の完全な入港手續き代行から、牙行とともに洋船の出海が加わる手續きに變えることにより、牙行が洋船と結託することによる獨占防止を狙っている點が重要だろう。第二章で述べたように、牙行が洋船と洋貨鋪の仲介をしている以上、牙行への取締強化は必須であった。しかし、海河一帯での取締など、牙行への取締以外の部分が存在するとは、牙行に對する取締だけでは限界があることも示している。

第四、六、七條をみると、出入港の手續き以外にも問題が生じていることがうかがえる。

四……從來、福建・廣東商船は天津に到着すると、直ちに東門外に停泊したが、河面が狭く、兩岸は民家・商店であり、かつ川に臨んでいる民家は、各々裏口から洋船の商品を受け取ることは、非常に容易である。……

六、……海河は非常に長く、兩岸の村莊には住民の店舖が林立し、その中は玉石混淆で、あるいは洋船にかわって貨物を密輸し、あるいはアヘンを隱匿貯藏してその行動は隱密であり、調査が行き届かない。城外の行棧・店舖の大半は福建人・廣東人の居留民であり、その多くは二重壁や地下室があってアヘンを隱匿・販賣する場としている。旅店や客寓は往々にしてアヘン販賣人を受け入れている。月日を経て、もし手段を講じて検査しなければ、日が経つにつれてこの種の惡習が續くであろう。

七、……ただ恐らくは「福建・廣東の商船」が海口に入る前に、上海から天津に來航する沙船及び當地の穀物を販賣

する商船と結託し、「アヘンを」持ち込んで販賣することを根絶するのは不可能である。かつ現在、捜査・捕獲した金廣興洋船は奉天や上海に赴いて販賣するという供述があった。該地（奉天・上海）のアヘン集積・販賣は既に多く、また必ず轉々と仕入れて輸送するが、天津の商船は時に奉天に赴いて貿易をしており、上海の沙船も毎年天津に數回來航するので、最も力をいれて検査すべきである。……

第四條は天津における停泊位置の問題から本地人との密貿易の可能性を指摘する。第六條は福建・廣東の洋船と結託する福建人、廣東人の居留民の問題、第七條は天津に來航する沙船や天津の商船による洋船との結託及び他所でのアヘン貿易の問題である。いずれも洋船と天津居住者の結びつきが問題視されており、いわば出入港の取締の閑隙とも言うべき部分が深刻な問題になっていることを示す。

對策としては、第四條では福建・廣東商船を人氣のないところに停泊させて民家・商店及び天津の漁船と上海の沙船から引き離し、天津の人々と洋船の接觸を絶つとする。第六條では海河兩岸の居民の舖戸と天津府城外の行棧・店舗は保甲をたてて厳しく吟味すること、第七條では沙船と商船を一樣に検査することが對應策としてあげられている。いずれも洋船關係者と天津在住者との直接取引の防止に主眼がおかれている。

以上をみると、章程が福建・廣東の洋船を重點的に對象にしたものであるとみなすことができる。そして、福建・廣東などにおける出港及び天津における入港の際の福建・廣東洋船への検査態勢が骨抜きになっており、アヘンに限らず清朝の貿易に關する規定が全く無視されていたことが分かる。そこで、入港、出港の際の統制を立て直すとともに、出入港の閑隙ともいへべき部分への對策が重視されているのである。つまり、天津の貿易管理體制の課題は、①出港、②入港、③出入港の閑隙に分けることができるだろう。以下では、このうち天津に關わる②、③の部分について見ていきたい。

② 入港の部分については、道光一七年五月一六日の福建道監察御史陶澐の上奏によれば、天津關だけが、他の海關とは

異なり紅單（出港許可證）がなく、海關が設立されて以來、商人が納税する際に、自ら帳簿に記入することも、よるべき紅單もないことが指摘されており、アヘン問題に限らず、天津はとりわけ統制が緩かったといえる。また、税が定額を満たしているため、徴収額が問題視されていないことも統制が問題にならなかった原因かもしれない。

さらに、道光一八年八月一日における署理直隸總督琦善の上奏によると、

從來、洋船が天津に着くと、わずかに鹽政衙門が税を受領するのにとどまり、地方官は決して乗船して検査せず、天津關へ赴いて納税するものの、行戶が代行しており、手抜きや遅延はともに免れがたいです。

としている。これは、入港の際の納税手続きを行戶に依存して、天津關が検査をほとんど行っていないことを示し、前述の章程（第三條、五條）で示されている状況よりも實際はさらにルーズであったといえる。

琦善はこの状況に對し、本年は、洋船が海河に入った後、上陸や小舟の接近を許さず天津關到着後に文武官を派遣して船倉を開いて検査し、行戶の獨占を排除しているとする。つまり検査については牙行の介入を減らす事に主眼が置かれている。

しかしながら、前述の章程で③出入港の間隙に對する統制部分が多いことは、②入港の牙行による統制が機能していないことを逆に示しているとも言える。

では、なぜ②入港部分での牙行が機能せず、③の出入港の間隙が問題視されるようになったのか。もし、アヘンの流通経路が二章で述べたような洋船—客店・棧行（牙行）—洋貨鋪という形ならば、牙行の取締で十分なはずであった。しかし、同時に客店・棧行を通さない取引が多くみられたことも事實である（表三参照）。これは何を意味しているのか。

ここで、道光一八年八月一八日の琦善の上奏をみると、アヘン取引について次のように述べている。

今年、當該の二省（福建・廣東）から天津に來航した洋船は百四十餘隻、所持している未精製アヘンは、まるまる箱や

籠ごと大規模に陸揚げして運び込む事は決してなく、昔の状況とは全く異なっています。たとえば、福建・廣東の客民の開設した嶺南、大有などの棧行は、建物の奥行きは深く、多いものでは數百間をもつものがありますが、現在はまたあえて未精製アヘンを貯藏したりはしません。以前は天津「に來航した」船から取り集めて、荷揚げして棧行に持ち込み、「棧行が」代理で各店に分賣しました。いまは洋船から少しづつ携帯して販賣し、あるいは各店が自ら洋船に向いて價格を交渉して購入し、箱ごと荷揚げして運送しないで、あるいは水手が少量の包みをつけて携帯して上陸し、あるいはもともと知り合いで結託している人が夜に乗じて密かに店舗に送り、少しづつ集めています。

と述べる。つまり従来は洋船と洋貨鋪の間にあった棧行（牙行）がアヘンを集積していたが、取締りによって大規模取引が困難になり、リスク軽減のために棧行を介さずに洋船・洋船乗員と洋貨鋪・本地人が直接結びつく小規模取引が増大したのである。第二章で述べたような天津における取引規模の零細化はここから生じていた（表三参照）。つまり、官側が②入港の部分で従來の牙行に對する取締を強化すればするほど、③の出入港の間隙が擴大するというパラドックスに清朝は陥っていたといえよう。

さらに、天津における洋船取締りの強化は、洋船の行動にも影響を與えた。道光一九年八月の琦善の上奏でも、申し立てるところによりますと、従來、アヘンを持ち込むのはただ廣州府の船隻が最も多く、本年は該府の船隻でまだ來航していないものはありません。彼らが遠方に出かけて取引を行うのは、もとより僅かでも利益に預かることを望んでいるだけです。昨年、金廣興船隻が捕獲されて以後、當地の取締りが厳しいのを知り、ただ元手も利益も全くなくなるだけでなく、そのうえまた自身は法の網に捕らえられ「てしまうという」、前人の失敗を目にして、實際にあえてまた危険をおかそうとはいいたしません。……

とあり、前年における金廣興洋船の捕獲が天津における洋船の密貿易を抑制していることを述べる。これは商船が利益と

危険性を比較考量して、天津でのアヘン貿易から撤退していることを示している。しかし、これはアヘン貿易からの撤退を意味しない。天津における洋船取締りの強化は、單に奉天などの他地域へのアヘン貿易の移動・擴散につながったのである。既に、道光一八年九月の上奏にも福建・廣東船が例年よりも早く出港していることから、天津を避けて東北に向かっていることを警戒しているし、金廣興洋船も天津から奉天に目的地を變えていた。そこで、官僚相互の連携が重要になってくる。

琦善は道光一八年九月四日には既に洋船の奉天などへの移動を警戒する上奏を行っており、これに應じて九月七日に盛京將軍耆英らに對して上諭が下されている。しかしながら、耆英がこれに應じて上奏したのは上諭から二ヶ月を経た一月一二日であった。その後も上奏・上諭を通じた連携はあるが、迅速な傳達手段に缺けているためか、效果の程は明かではない。

一方で、官僚相互の直接の連絡も試みられている。例えば道光一八年一月には、天津で逮捕したアヘン販賣人の供述から、琦善が耆英へ文書を送り、それに基づいて奉天の牛莊、錦州でアヘン貿易關係者の逮捕が行われて天津に護送されている。ここからは、中央を介した連携よりも、より迅速な官僚間の直接の連携が行われていることが分かる。しかし、これは二地域の官僚の間に限定されており、洋船を拿捕できたわけではない。本來洋船の活動範圍からみて沿海部全域にわたる對策が必至であったが、當時の情報傳達状況の下では有効ではなかっただろう。

以上、天津からうかがえる清朝の交易統制の課題をみてきた。次に天津にはアヘン供給地ともなりうる上海について検討してみたい。

(二) 上海

上海は、長江流域一帯へのアヘンの供給地であった。そして、道光一一年の上奏でも、アヘンの流入の多くは洋船によるものであると兩江總督陶澍も認識していた。^④ 道光一八年一〇月の陶澍の上奏によると、上海において福建・廣東人に對して九月一七、一八日の二日間の間に提出すればその罪を免じるとしたところ、福建・廣東の洋船及び黃浦江沿いの牙行・客棧がアヘンを提出し、その重量は四萬一千餘兩に達したという。^⑤

同じ上奏によると、江蘇においては、「江蘇省現辦查禁海口販賣鴉片煙土章程」六條が施行されており、^⑥ そこからは、上海においても、福建・廣東の洋船に對する以下のような對策が提起されていたことが分かる。以下では、天津におけるアヘン貿易取締の課題にならない、① 出港、② 入港と ③ 出入港の間隙の三點にわけて見ていきたい。

先ず、① 出港については、第一、二條で以下の對策が出されている。

一、出港する洋船の船照にアヘンの密輸を許さないと注記し、それに反して検査でアヘンが見つかった場合、船照を取り消し、例に照らして處罰し、船舶と貨物は押收する。

二、出航する船舶にアヘンの持ち込みを嚴禁すると書かれた旗と牌を支給する。

第一條、二條共に江蘇から出港する船舶を對象にしているが、アヘン貿易が禁止されていることを確認しているに過ぎず、アヘン貿易に對する有効な對應とは考えられない。

② 入港と關連して、牙行については第三、五、六條で以下のように述べている。

三、福建・廣東の洋船が入港するときには、船商と牙行に命じてアヘンを持ち込んでいないという保證書を提出させる。調べたところ、洋船が上海に入る時、牙行が代わりに關稅を申告し、^⑦ 船照もまた牙行が検査に送付している。洋船の各商人は皆行戸がよく知っているので、當然検査に責任を持たせるべきである。以後は福建・廣東の各船が入港

して船照を検査する際に、最初に船照ならびにアヘンを持ち込んでいないという誓約書を受け取り、あわせて牙行も誓約書に一筆書かせて送らせる、もし違反することがあれば、船商・牙行は同様に處罰する。……

五、行戸等に「アヘンを」預けて販賣するのは、隨時厳しく捕らえて取り調べるべきである。調べるに、洋船がアヘンを持ち込んで入港する場合、必ず行戸が代わりに預かり、各地の奸商が出向くのをまっけて販賣する。もし預けることを禁絶すれば、すぐに販賣手段を失い、自然と再び持ち込むことはないだろう。當該の道、縣に責任を負わせて隨時厳しく行戸人に對して厳しく探訪調査し、もし調査して不法の行戸及び商賣を行う不法のやからで、あえて「アヘンを」隠匿して販賣するものがあれば、直ちに捕らえて厳しく處罰し、それによって根源を絶つべきである。

六、員辨、兵役が賄賂を得て「アヘン取引を」庇護するのは、厳しく弾劾し、取り調べて處分すべきである。調べるに、行戸人にアヘンを預けて轉賣するのは、常に兵役や地保が庇護して野放しにしていることにより、それによってほしいままにしてはばかりではない。甚だしくは守口の員辨もまた賄賂を得て庇護・放置しており、私利を營んで法をねじ曲げ、實に痛恨にたえない。……

第三、五條は牙行が洋船と結託してアヘン取引を仲介することを明確に意識したものであり、第六條は牙行によるアヘン取引を見逃す員辨などを問題視している。第三條では入港手續きの問題を牙行と船商に連帶責任を負わせることで對應している。また、第五條では洋船と牙行とが結託し、牙行がアヘンの依託販賣を行っていることに對し、牙行を取り締まることで對應しようとしている。また、第六條では、庇護する下役人を厳しく取り締まることを決めている。

② 入港については、第四條でも、牙行に加えて會館の利用が考慮されている。

四、福建・廣東船の水手には腰牌を給與して、検査に便利なようにすべきである。調べたところ、福建・廣東の洋船の水手は、多いものは百人餘り、少ないものでも數十人いるが、多くの船が入港することに、別に一種のサンパン、

小船が近寄って来て、ひそかに上陸してアヘンを代理販賣するだけではなく、別の匪徒が「その中に」紛れ込むかもしれない。以後は、福建・廣東の洋船が入港するときには、各當該の會館司事に責任をもって、船ごとに調べ明らかにし、水手一人一人に腰牌を與え、船舶名と水手の姓名を明記し、かならず腰牌をつけたうえではじめて上陸を許可する。……

ここでは、牙行では對應できない多數の洋船水手に對する統制を會館に依存しており、また②の部分では對應できない③の部分の擴大を意識しているといえよう。

以上の上海における状況と對策は、洋船を對象としていること、②入港の部分の牙行が重視されていることをはじめとして、いずれも天津と非常に類似しているといえる。また、①出港の部分が江蘇からの出港を對象としているのは、上海が他地域への積み替え地となる可能性があったからだろう。さらに、②入港では捉えきれない ③出入港の間隙の部分の擴大も意識されて、それに對應する條項があるのも天津と同様であり、上海でも牙行中心の管理體制が困難に直面していることがうかがえる。

それは、この次に策定された章程でもいっそう明確になっている。同年一〇月一六日、天津の場合と同様に、江西道監察御史である狄聽が上海における洋船によるアヘン貿易取締りを要請して上奏し、同日と翌日の上諭で上海での取締りと章程の策定が命じられている。これをうけて道光十九年二月には「吳淞海口嚴查商舡夾帶鴉片章程」が作られる。これは次のような内容であった。^④

- 一、福建・廣東の商船が入港する際には、吳淞口で船照をチェックして登録した後、海關の印條を用いて船舶の各船倉を逐一封印した後に、海關に赴いてチェックを受け、封印した印條がもし損傷していなければ、それから船倉に入って検査を行う。

二、吳淞口を監視する人員を増派し、検査を嚴重にする。

三、内水路の小型船舶が外洋に出ることを禁止する。

四、吳淞口で洋船が停泊している場合には委員が兵を帶同して當該の船舶に赴いて牌・照を検査し、吳淞口から上海に入る場合には船倉を封印して上海の海關で検査させ、他港に向かう船舶は游奕し續けることを禁止する。

第一條は②入港と③の問題、第二、三、四條は③の問題であるが、「吳淞海口」を對象にしていることでも明らかのように、いずれも上海入港前の福建・廣東船に對する取締の強化を圖っている。そして、福建・廣東船と結びつく小型船舶へにおいて海關の検査や牙行・會館を通じて取り締まることができない③の範圍が、吳淞口と上海の間で擴大しており、そこを集中的に取り締まる必要に迫られていることがうかがえる。これは、天津の海河沿岸と同様の狀況といえるだろう。この章程は道光一九年五月二日の上諭で批准され、沿海各省にも同様の章程の策定が命じられる。その結果、各省で章程が策定されることになる。

このうち、浙江省では水師や沿海の官吏による検査の嚴重化を定めている。また、山東省では「海口防緝鴉片煙章程」が作られていたが、この章程でも山東半島南岸の港灣において當地の行戸と商船との結託によるアヘン貿易が問題視され、行戸五家ごとに連帶責任を負わせることを定めていた。しかし、その他の條項は主として沿岸の小港や小型船舶への取締り・監視の強化を狙っている。ここからも、牙行だけではアヘン貿易に對應できない狀況が天津や上海に限らず沿海部一帯に擴がっていることがうかがえる。

以上のように、天津・上海の事例からは、督撫らのアヘン貿易統制の重點は、當初は福建・廣東の洋船の②入港部分の牙行による貿易管理體制の強化にあったことが分かる。牙行がアヘン貿易仲介者となっていたことから、官僚の關與する

部分を擴大して牙行への取締りを強化することは必至であつたといえよう。しかし、こうした取締はかえって牙行を回避した③出入港の間隙の部分における零細な取引部分を擴大させることになった。そこで③の部分に對する對策に迫られたのである。

ここで、重要となってくるのは、そもそも③出入港の間隙の部分縮小するためには、洋船の②入港部分の取締りだけでなく、洋船の①出港部分に相當する廣東・福建における取締り、特に船照の發給の嚴格化と連動する必要があるということである。では、その對策は、廣東・福建においてどの程度なされたのであろうか。

二、廣東・福建における取締り

前述のように、アヘン對策では廣東のみが一貫して重視されてきた。清朝が嚴禁策を打ち出す以前の道光一六年（一八三六）からは、兩廣總督鄧廷楨の下で廣州近郊を中心として、中國人のアヘン貿易従事者に對する厳しい統制が行われており、アヘン貿易に打撃を與えていた。^⑩道光一八年一月、道光帝は欽差大臣として林則徐を廣州に派遣し、アヘン貿易の取締りを強化させることを決定した。廣州に到着した林則徐は取締りを強化するとともに、外國人商人とイギリスの貿易監督官チャールズ・エリオット（Charles Elliot）に壓力をかけて二萬箱にのぼる外國アヘンを沒收し、虎門で廢棄した。^⑪廣東での取締り強化のなかで、福建にアヘン貿易が移動することが指摘され、道光一九年一二月には福建にも祁雋藻・黃爵滋が派遣されてアヘン貿易取締りに従事することが命じられた。^⑫以上の取締り強化の結果として、廣東・福建での膨大な數のアヘンが押收され、多數の逮捕者を出すに至る。^⑬こうした取締りの中で、洋船の①出港の部分についてはどのような對策が講じられたのだろうか。

廣州のアヘン取締りの方策も牙行に依存していたことは、天津・上海などと同様である。しかし、從來から指摘されて

いるように、零丁洋のアヘン貿易が開始されると、アヘン貿易が廣州を離れて行われたため、洋行（牙行）を通じた外國船への統制が不可能になった。⁽⁸⁾

では、中國船についてはどうであったのか。道光一八年九月、天津で金廣興洋船が捕獲されたことにより兩廣總督鄧廷楨らに犯人逮捕と嚴重な追究が命じられる。⁽⁹⁾ それに應じた鄧廷楨の上奏では、金廣興を保證して税の納付を代行した福潮行の林致和は、金廣興が廣州を離れてから行われたアヘン貿易については全く知らなかったとしている。⁽¹⁰⁾ そして、鄧廷楨も、廣州では福潮行が保證するので違反物を積載することはないが、出港してから外國船と接觸することが問題であると見なしていた。⁽¹¹⁾ そこで以後の對策としては、廣州出港時に福潮行が保證人になることには變更はないが、出港時の検査と出港後の廣東沿海各地の水師鎮・協・營における検査の嚴格化が重視されている。⁽¹²⁾ つまり、①出港ではなく、出航後の③の部分の問題が重視されており、①出港による取締機能の回復についての代替案はない。結局、廣州などでは①出港の部分における牙行の機能は對外・内國貿易を問わず③の部分の擴大により意味を失っていたのである。牙行に集まっていた取引が減少した結果、廣州を離れて無数の小規模なアヘン取引が生じることになる。二章で述べた外國船や躉船に群がって行われた零細な取引はそのあらわれであろう。

さらに、清朝による取締りの強化にともない、廣州近郊に集中した取引にも變化が生じていた。道光一八年一月には、兩廣總督鄧廷楨は惠州府・潮州府の港にも審口が設置されてアヘンを集積・販賣していると述べており、⁽¹³⁾ 欽差大臣として翌年廣州に赴いた林則徐もアヘン貿易が潮州・南澳に移ることを警戒していた。⁽¹⁴⁾ これは、廣州周邊における取締り強化の中で、取引の中心が廣州近郊を離れて廣東東部の潮州・惠州に移動しつつあったことを示唆している。ここから販路の擴大・擴散をみることができ、状況は天津と類似しているといえよう。それでは、潮州に隣接する福建は如何なる状況にあったのだろうか。

福建においては、道光十九年八月二二日に福州將軍高漚らが「查禁閩省鴉片章程」四條を策定しているが、その内容は以下の通りであった。

第一條では、沿海住民がアヘンを外洋から小船で運び込み、あえて港に入らないこと及び福建への外國船の來航を問題視し、水師による取締りを定めている。ついで第二條では、廈門、蚶江、福州では検査が容易であるが、それ以外の漁船の出入りする小港が數百以上あり、そこで「奸民」によるアヘン貿易が行われていることと、商船が海上でアヘンを取引することが警戒され、それぞれ検査の嚴格化が定められている。第三條は水陸の文武官に嚴重な検査の責任を負わせること、第四條は海關の委員が自ら検査することを述べる。ここで注目すべきは、出入港を取り締まるべき牙行についての記述がないことである。その背景には一章で述べたように、廈門における牙行を中心とした貿易統制は既に崩壊していたことがあっただろう。では、その他の福建沿岸各港における牙行の役割はどのようになっていたのか。

欽差兵部尙書祁雋藻は道光二〇年三月二七日の上奏で次のように述べている。

また調べますに、漢奸の船隻とは商船・漁船の二つに他ならず、きちんした検査は最も完全に行うのが困難です。福建商人が貨物を積載して出航する場合、盛京、天津、上海、寧波などの地に赴くのを許されるだけでなく、ポンティアナク、シンガポール、シャム諸國という外國の港についても禁令がなく、その船舶はみな沿海の地方官が船照を發給して出航します。奸徒は往々にして貨物を積載することを名目に、外洋に出て、外國船からアヘンを購入し、分かれて華北沿海各地に赴き販賣します。福建に歸航するものも、また大きな利益をあげて歸ってきます。州・縣で船照發給の多いところは毎年七〇〇八〇隻ほどであり、たった一枚の書類に基づき申請し、すぐに官印を用いて發給し、ひとたび出航すれば、行き先はほしきままです。船照を發給する官吏は船ごとに検査することができませんし、また行家（牙行）が保證して責任を負うことができるものもありません。このため商船を徹底的に調べることが困難なので

す。^⑧

ここからは、商船・漁船または内國・對外貿易を問わず沿海での船照發給は事實上無制限であり、行き先も限定されな
 いことが分かる。そして、本來責任を負うはずの牙行が、責任を負うことができずに機能していないことを示す。二章で
 のべたように福建において外國船や中國船に群がって零細な取引が行われたのは、これを背景としている。

以上から見て、牙行を中心に行われてきた貿易管理体制が、廣東・福建の①出港の部分でも機能して居らず、③の部分
 の肥大化を招いていたといえる。この状況では、①出港と②入港の連動も困難であったといえよう。

廣東・福建における取り締まりで大量の逮捕者を出したのは、③という①出港と②入港の間隙の肥大化の結果であつ
 た。しかも、清朝の軍事・警察力は廣東水師・福建水師の本據地であり、水師提督の駐在する廣州（虎門）・廈門近邊に集
 中していた。そのため軍事・警察力が及ばない沿海の小港に對する統制は弱かったといえる。

以上のように沿海部各地においてアヘン取引が零細化した場合、洋船だけではなく、個々人に對する取締りが重要に
 なってくる。最後に、中國沿海部に居留する人々への統制について考えてみたい。

三、居留民取締と會館

地方の督撫らは、アヘン貿易取締と共に、福建・廣東の居留民の取締を行った。盛京將軍耆英は、沿海一帯の無業の閩
 人で密かに居住する者の驅逐を命じており、蓋州・牛莊では無業の福建人を福建に送還する方策もとられている。^⑨さらに
 各地において保甲の再編も何度か行われている。ここでは、そうした督撫らの直接的な取締りから離れて、從來から居留
 民を管理する任を負っていた會館を介した統制についてみていきたい。

天津では、閩粵會館を通じた統制が試みられた。道光一八年一月、署理直隸總督琦善は、

調べますに、福建・廣東の商人が北方に來て貿易する場合、もともと會館があつてもっぱら董事を招聘し、「天津に來る」海船の舵工・水手を統制し、一切を管理しておりました。同省「福建・廣東省」の天津に來る民人が分に安んじているかどうかは、全員について知らないはずはありません。そこで、天津鎮・道に命じて知府・知縣を集めて、章程を適宜相談し、該會館の董事に命じて、もともと營業していた者を詳しく調べて、姓名、年齢、容貌、籍貫の臺帳を作成し、保證書を提出させて記録を保存させておきます。もし、來歴のわからないものがいれば、地方官が隨時追究して追ひ拂つて歸郷させます。^⑧と述べている。

しかしながら、閩粵會館を通じた居留民の統制は困難であつた。そもそも前章でふれたように、會館と密接な關係にある棧行及び福建・廣東人居留民が洋船と結託してアヘン貿易に關與していることは、琦善自身が認識していたことであつた。

そのうえ、閩粵會館の責任者である董事の廖炳奎は、全く信頼できない人物であつた。廖の本籍は福建省順昌縣で、山東省昌樂縣知縣に選任されたが、道光九年二月に、事件が原因で彈劾されて解任されている。そして、在任時に公用で公金を流用したことにより、徒刑四年となり、一五年五月に德州に流された。ところが、流刑地で貧窮したため、天津の閩粵會館の董事に充當する人がいないのを聞いて脱走を思いつき、道光一六年一月二十六日に密かに逃走、二月一日に天津に着き、同郷の人々の公選で董事となつていた。^⑨

董事となつた廖は客商が船に乗つて故郷に戻る際の保證人となつていたが、道光一八年九月二日に山東に赴くために代理人に會館業務を委任した際には、商民が保單（保證書）を申請すれば、來歴を調べて直ちに出港の際の保單を發給するように言い渡していた。^⑩さらに、會館の所有する家屋にある嶺南、雙峰という客棧に居住してアヘン販賣と吸飲を行つて

いる者が逮捕されたが、廖炳奎はそれを知っていながら同郷のよしみから報告しなかった。閩粵會館董事自身が犯罪者であり、かつ居留民の取締りに積極的でなく、アヘン取引・吸飲を黙認していた以上、會館を通じた統制は困難であったといえる。

上海でも、福建、廣東出身者の會館が設立されていた。鹽務においては、會館に私鹽がないことを確認するとともに、會館により居留民の統制が圖られていた。アヘン貿易に關しても、第二章において「江蘇省現辦查禁海口販賣鴉片煙土章程」第四條でみたように、會館を通じた水手などの取締りが求められることになる。

しかし、一九世紀以來、上海では福建・廣東の居留民が増大していた。道光十一年（一八三二）の泉漳會館の碑文では、現在泉州・漳州の兩府から上海に來て商賣をする人數は非常に多く、玉石混交で、その中で會館が所有する地産の原契を隱匿し、不正に横流しをして情實取引を行う者がいる可能性を述べている。ここからも、上海において居留民が増大する中で會館が居留民を統制できない可能性がうかがえる。さらに、潮惠會館の場合、道光十九年にアヘン取締りが厳しくなった時に、潮州・惠州幫がアヘン貿易に關與していたことが他幫から疑われていた。後のアヘン貿易への關與を考へても、潮惠會館自體がアヘン貿易に關與していた可能性は高い。

また、蘇州においても、廣東嘉應會館でアヘンを販賣していた廣東人が逮捕されており、會館自體がアヘン取引の據點となっていた。こうした福建・廣東出身者の會館を通じたアヘン取引・吸飲の事例は、商業的性格の薄い北京の會館における事例からもうかがうことができ、全國の會館で一般的にみられたとみてよいだろう。

アヘンが禁制品である以上、牙行に對する場合と同様に、會館に對する徵稅權付與によって、會館に獨占的にアヘンを扱わせて貿易統制を行うという手段を用いることができない。それゆえに、會館にアヘン貿易に従事する人々の統制を強制することは困難であった。また、そもそも會館の居留民に對する統制力も十分ではなく、會館を通じた福建・廣東居留

民の統制も有効ではなかった。

沿海アヘン貿易に對する統制開始後に明確になったのは、出入港の際の牙行による貿易管理体制が沿海部全域にわたり非常に緩く、閩粵沿海民の交易活動に對する統制がほとんどなされていないことであつた。これに對して清朝官僚はまず天津・上海では共に福建・廣東からの船舶と本地人を結びつける牙行に對する取締を行ったが、これは取引の一層の零細化や分散を招いたため、さらに洋船に群がる人々や小型船舶の取締りに集中せざるをえなかつた。

廣東・福建においては、廣州・廈門における牙行の貿易統制は外國船・中國船を問わず崩壊してゐた。そこで、①出港・②入港部分の牙行による取締には期待できず、結果として軍事・警察力を動員して沿海部で多數のアヘン貿易従事者を逮捕することになる。

この沿海各地におけるアヘン貿易従事者の大量摘發は、①出港と②入港の間隙で肥大化してきた③の部分についての大々的な取締りであつたといえる。そして、アヘン貿易が全體として減少していることから考えても、一定の効果をあげたと思われ²⁰⁾る。

しかし、これは問題の解決にはほど遠いものであつた。舊來の貿易管理体制は①出港と②入港の地點を絞つた上で牙行に徵稅權を與えることによつて取引を集中させて管理させ、③の部分を極小化することを狙つてゐた。だが、アヘン貿易擴大以前から小港の利用増大により、①出港と②入港の地點は増大してゐた。その上、禁制品であるアヘンについては、牙行や會館に徵稅權を賦與することによつて販路を集中させることはできなかつた。つまり牙行が①出港と②入港の管理で機能不全に陥つており、それを締め付けることは③出入港の間隙部分を擴大させ、一層牙行の機能を低下させた。

しかも、擴大した③の部分については、水師などの軍事・警察力が集中している主要な地域²¹⁾(廣州・廈門・上海・天津周邊)

以外の沿海部全域における統制は不可能であり、それはアヘン貿易摘發地域の事例の偏りからも推測できる。そのうえ、軍事・警察力についても、清朝の官兵に腐敗・アヘン吸飲など様々な問題があることはしばしば指摘されており、長期間^⑧動員し続けることにも無理があったであろう。

地方貿易商人及びイギリス側がアヘン貿易を放棄する意志がなく、かつ中國沿海の貿易を続け、さらには中國人商人や東南アジア華人が東南アジアから中國沿岸への直行船を出している以上、貿易を廣州、廈門などへ集中させ、①出港、②入港の取締りによって③の部分^⑨を極小化することは不可能であった。

さらに、沿海部でアヘン交易に携わる福建人・廣東人居留民の統制も、牙行の場合と同様に會館にアヘン利権を與えることができないことや、會館が人々を把握していないことにより困難であった。

貿易に對する統制も、居留民に對する統制も、從來の牙行・會館を用いたシステムに基づいていた清朝は、アヘンを禁制品としている以上、沿岸部の閩粵沿海民とその活動を統制する手段をもたなかったといえよう。一時的にアヘン貿易を強制的に抑えたとはいえ、それは清朝の交易體制がかかえている問題の根本的解決ではなかった。

おわりに

本論の内容を要約すれば、以下のようになる。清代の海上交易は、海關が牙行を通じて管理し、主として閩南人と廣東人によって行われた。また、對外交易と内國交易は廣州と廈門の兩港で結びついた。しかし、アヘン貿易が増大する以前から、廣州における貿易が發展したことにより、廈門における交易は衰退し、洋行・商行という牙行による貿易管理體制は崩壊していた。その結果、清朝は廣州における貿易を除き海上交易をほとんど掌握できなくなりつつあった。

如上の状況下で地方貿易商人と結びついて擴大した閩粵沿海民によるアヘン貿易は、廣州以外の地域における交易の比重を増大させ、廣州の貿易管理体制に打撃を與えた。さらに、閩南人・廣東人は地方貿易商人を閩南などへ誘引し、洋船の貿易によって、アヘン貿易を天津・上海などの中國北部・中部に擴大した。それゆえ清朝官僚の課題はこれら閩粵沿海民のアヘン貿易及び沿海部に居留する閩粵人の取締りとなった。

アヘン嚴禁策の採用以降、清朝は牙行を中心としてアヘン貿易對策に取り組むものの、アヘンを禁制品にした以上、徵稅權を賦與することにより牙行・會館を利用した従前の貿易管理体制を再編することはできなかった。そのうえ出入港時における牙行に對する取締り強化は、かえって牙行を介さない零細な取引を増大させた。また會館を通じた居留民の統制についても同様の理由から有效ではなかった。そこで軍事・警察力を動員して零細なアヘン取引を行う多數の人々を拘束したが、交易を把握するという問題は何ら解決していなかった。

以上の状況からみて、一九世紀前半のアヘン貿易の擴大の原因は、一面では地方貿易商人の活動にあったが、もう一面では清朝の沿海部全域における貿易管理体制のあり方に乘じた閩粵沿海民の活動擴大にあったといえよう。清朝にとつて、一七世紀末以來、沿海部では海上交易が安定して行われて稅收が確保され、政府に反抗する集團が存在しない限り、問題は存在しなかった。それゆえ、海上交易の管理については、牙行や會館に船舶の出入港時における貿易管理業務を委任することによって長年緩やかな状態で放置し、廈門の衰退にも對處しなかったのである。そうした管理の閒隙から地方貿易商人と結びつき、その媒介となってアヘン貿易を中國沿岸部に擴大したのが閩粵沿海民であった。そして、彼らが舊來の貿易管理体制を崩壊させたとき、清朝は牙行を中心とした從來の交易管理の手段を用いて、アヘンのような禁制品の禁輸を徹底することができなかつたのである。清朝にとっては、この沿海で無制限に擴大してきた交易をどのように再び把握し、沿海部に居住する閩粵沿海民を如何に統制するかがアヘン戰爭以後の課題となった。

アヘン戦争開始以降、イギリス軍との戦闘により、沿海部における清朝の支配がさらに動搖する中で、閩粵沿海民と清朝の関係も大きな變化を迫られることになる。一方で、南京條約による五港開港後には、上海以南における中國沿海の貿易にイギリス船などが直接進出する。その結果、これまで中國沿海における貿易を、アヘン貿易を含めてほぼ獨占していた閩粵沿海民は、沿海部に本格的に進出してきたイギリスを中心とする列強及びその商人たちと、直接向き合うことになる。そして、本論においてすでにその兆候がみられた、廣東人の擡頭という新たな問題も生じてくる。かつてフェアバンクが描いて以來あまり顧みられていない五港開港後の沿海部における諸事象は、アヘン戦争以前からの沿海の問題をふまえて再検討する必要があるだろう。このアヘン戦争開始以降の問題については、また別稿にて論じたい。

注

- (1) 西南中國等への漢族移民がもたらした問題については以下の文献を参照。稻田清一「太平天國期のチワン族反亂とその背景——廣西省横州・永淳縣の場合——」『史料』七一—、一九八八年、山田賢『移民の秩序』(名古屋大學出版會、一九九五年)、武内房司「清末土司システムの解體と民族問題——貴州西南ブイ族地區を中心に——」『歴史學研究』七〇〇、一九九七年、菊池秀明『廣西移民社會と太平天國』(風響社、一九九八年)
- (2) 例えば、佐藤慎一は「アヘン戦争を経て中國人の意識には重大な變化が生じていない。」とする。佐藤慎一『近代中國の知識人と文明』(東京大學出版會、一九九六年)五六頁。
- (3) アメリカにおける研究の轉換については、P. A. Cohen, *Discovering History in China*, New York: Columbia University Press, 1984. (佐藤慎一譯『知の帝國主義』平凡社、一九八八年)を参照。
- (4) 吉澤誠一郎『天津の近代——清末都市における政治文化と社會統合』(名古屋大學出版會、二〇〇二年)、三三頁では、アヘン戦争の意義としてアヘン戦争がその後引證・反復される事例を提供したことを重視している。本論では、アヘン戦争への過程自體の持つ意味を強調したい。
- (5) 沿海部に居住する閩南人、潮州人、廣東人の總稱として用いる。廣東人と潮州人については異なる方言集團に屬しており、本來嚴密に區別すべきであるが、「粵人」などのように史料上で區別できない場合が多く、基本的に廣東人と總稱する。「閩人」は福建人と譯すが、本論で扱う事例の場合、「閩人」の大半は福建南部の閩南人を指すと思われる。むろん、これら閩南人・潮州人・廣東人の間では激しい競争が存在していた。
- (6) Michael Greenberg, *British Trade and The Opening of China 1800—42*, Cambridge University Press, 1951. 衛藤瀆吉『近代中國政治史研究』(東京大學出版會、一九六八年)、龔纓晏『鴉片的傳播與對華鴉片貿易』(東方出版社、一九九九年)。また以下の文献でもアヘン戦争以前のアヘン貿易についてもふれている。Hao Yen-ping, *The Com-*

- mercant Revolution in Nineteenth-Century China: The Rise of Sino-Western Mercantile Capitalism, University of California Press, 1986. 石井摩耶子『近代中國とイギリス資本——一九世紀後半のジャーティン・マセン商會を中心に』(東京大學出版會、一九九八年)
- (7) 林滿紅「清末社會流行吸食鴉片研究——供給面的分析(一七七—一九〇六)」國立臺灣大學歷史研究所博士論文、一九八五年。
- (8) Chang Hsin-pao, *Commissioner Lin and the Opium War*, Harvard University Press, 1964.
- (9) James M. Polachek, *The Inner Opium War*, Cambridge and London: Harvard University Press, 1992.
- (10) 村尾進「カントン學海堂の知識人とアヘン弛禁論、嚴禁論」『東洋史研究』四四—三、一九八五年、井上裕正「アヘン弛禁論の形成について」『東洋史研究』五五—三、一九九六年。
- (11) 新村谷子『アヘン貿易論争——イギリスと中國——』(汲古書院、二〇〇〇年)
- (12) 梁嘉彬『廣東十三行考』(商務印書館、一九三七年)。明代から一九二〇年代まで長期的に海關を考察したものに、岡本隆司『近代中國と海關』(名古屋大學出版會、一九九九年)がある。
- (13) Frederic Wakeman Jr., *Strangers at the Gate: Social Disorder in South China 1839-1861*, Berkeley: University of California Press, 1966.
- (14) 田中正美「阿片戰爭前における『漢奸』の問題」『史學研究』(東京教育大・文)四六、一九六四年、劉劍順「鴉片戰爭時期的漢奸問題」『求索』一九九一—四、一九九一年、張銓律「鴉片戰爭時期的『漢奸』問題之研究」國立臺灣師範大學歷史研究所碩士論文、一九九六年、陳永升「兩次鴉片戰爭中廣東地方的『漢奸』問題」『兩岸三地』(研究生視野下的近代中國)研討會論文集(臺北政治大學歷史學系・香港珠海書院
- 亞州研究中心、二〇〇〇年)
- (15) 林仁川「清代福建的鴉片貿易」『中國社會經濟史研究』一九八五—一、一九八五年、陳洋・陳娜「鴉片戰爭前福建的鴉片走私」廈門博物館編『廈門博物館建館十周年成果文集』(福建教育出版社、一九九八年)。
- (16) アヘン戰爭の過程については以下の文献を参照。Peter Ward Fay, *The Opium War 1840-1842: Barbarians in the Celestial Empire in the Early Part of the Nineteenth Century and the War by Which They Forced Her Gates Ajar*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1975. 佐々木正哉「鴉片戰爭の研究——英軍の廣州進攻からエリオットの全權罷免まで——(一)〜(七)」『近代中國(巖南堂書店)』五〇—一、一九七九—一九八二年。中國における最近の研究としては茅海建『天朝的崩潰』(生活・讀書・新知三聯書店、一九九五年)がある。
- (17) フェアバンクはアヘン貿易の擴大は、沿海の官僚の默認が可能にしたとみなす。John K. Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast: The Opening of the Treaty Ports, 1842-1854*, Cambridge: Harvard University Press, 1953, pp. 67-69. また、ポラチェクは清朝は東南沿海全體を管理しようとしなかったとする。Polachek, op. cit., p. 240. アヘン問題に限らず、清朝の沿海支配及び海軍力が弱體であつたことは、嘉慶海寇の研究なども指摘されている。Dian H. Murray, *Pirates of the South China Coast 1790-1810*, Stanford: Stanford University Press, 1987, pp. 21-22, 101-105. 清代の綠營全體については、羅爾綱『綠營兵志』(中華書局、一九八四年)を、綠營水師の問題については王家儉「清代的綠營水師(一六八一—一八六四)」『近代中國海防——軍事與經濟』(香港中國近代史學會、一九九九年)を参照。
- (18) 本來、アヘン貿易の中心の一つであった廣東東部の潮州地域についても検討すべきであるが、當該地域に高位の官僚が存在しなかったこと

- もあって、史料が不足しているため、本論では重點的には取り上げない。
- (19) 岡本前掲書、六〇—七五頁。
- (20) 劉序楓「一七、八世紀の中國と東アジア——清朝の海外貿易政策を中心に」溝口雄三・濱下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える「二」地域システム』(東京大學出版會、一九九三年)九七—一〇〇頁。
- (21) 松浦章「清代海外貿易史の研究」(朋友書店、二〇〇二年)五八—一五八七頁。乾隆三七(一七七二)年以降は毎年船照を更新することになってきた。『福建省例』卷二十三、船政例、嚴禁勒索船隻驗烙給照陋規、道光『廈門志』卷五、船政略、商船。
- (22) 松浦前掲書、九八—一三三頁。
- (23) 嘉慶『大清會典事例』卷五百七、兵部、綠營處分例、海禁一(雍正六年)……洋商投行買貨、即同牙人將應帶軍器數目呈明海關、給票照數製造、鑿書姓名號數、完日報官點驗、填入照內、守口官弁驗明放行。……」
- (24) 清代の國際貿易の全體像については岸本美緒『清代中國の物價と經濟變動』(研文出版、一九九七年)一七三—二二二頁を参照。
- (25) 一七二五年の正徳新例の實施や乾隆年間の辦銅官銅、額商制の實施により、福建船は江蘇・浙江船におされて減少し、中國における出港地も上海・寧波に移ったが、船員などは福建人が占めていた。劉序楓「清代前期の福建商人と長崎貿易」『東洋史論集(九州大學)』一六、一九八八年、一三三—一五三頁。
- (26) 松浦前掲書、六一—二四頁。
- (27) 周知のように初期の廣州の洋行の多くが閩南人であった。梁嘉彬前掲書。
- (28) 香坂昌紀「清代前期の沿岸貿易に關する一考察——特に雍正年間・福建—天津間に行なわれていたものについて——」『文化』三五、一九七一年、松浦章「清代における沿岸貿易について——帆船と商品流通——小野和子編『明清時代の政治と社會』(京都大學人文科學研究所、一九八三年)、同「清代福建の海船業について」『東洋史研究』四七—三、一九八八年、宮田道昭「一九世紀後半期、中國沿岸部の市場構造——『半植民地化』に關する一視點——」『歴史學研究』五五〇、一九八六年。
- (29) 廈門を中心とした清代前期の内國交易ネットワークについては、Ng Chin-keong, *Trade and Society: The Amoy Network on the China Coast 1683-1735*, Singapore: Singapore University Press, 1983 を参照。
- (30) 岡本前掲書、一三九—一四二頁。
- (31) 岡本隆司は、福潮船と本港船、福潮行と本港行は廈門の「商船」と「洋船」及び「商行」と「洋行」の變遷とあい連動していたとする。岡本前掲書、五〇八頁。
- (32) マラッカの「重興青雲亭碑記」(一八〇一年立)には、「……廈門合成洋行題進來鶴、蔡棟觀交金壹百員、……」とあり、マラッカにおける廟の再建にも資金を供出していたことがうかがえる。Wolfgang Franke and Chen Tieh Fan ed., *Chinese Epigraphic Materials in Malaysia Vol. 1*, Kuala Lumpur: University of Malaya Press, 1982, pp. 237-238. また、廈門の「建蓋大小擔山寨城記略」(嘉慶八年立、廈門大學内に現存)にも砲臺建造費に洋行として合成が番銀六〇〇ドル、元徳、和發が合わせて番銀六〇〇ドルを寄付したとあり、この段階で既に洋行が三家まで減少していることもうかがえる。また、商行は十一家、小行は一家記載されており、この時點ではあまり減少していない。
- (33) 商船の所有者も陸上でギルドを組織しており、廈門において廣東貿易に従事するものは廣郊を作った。根岸佳「支那ギルドの研究」(斯文書院、一九三二年)五四頁。前註所掲、「建蓋大小擔山寨城記略」でも鹿

- 郊、臺郊、廣郊の存在が確認できる。
- (34) 道光『廈門志』卷五、「船政略」、洋船「道光元年、廈防同知麥祥詳稱、洋行和合成陳班觀年老資竭、舉將元亨白代、奉將軍祥批駁、一時無人承充。議令商行金豐泰、金萬成、金源豐、金恆遠、金瑞安、金源泉、金長安、金豐勝、金元吉、金源益、金源瑞、金晉祥、金源發、金全益等大小十四家公司承辦貢燕、黑鉛等項、保尙洋船販洋。一俟洋行募充有人、仍歸洋行承辦。」
- (35) 地方貿易商人のマッキーは一八三〇年五月六日のイギリス議會における證言で、スペイン船は三〇年前に廈門との貿易を停止したが、これは中國帆船が廈門でより低價格で商品を購入できたことが原因であるとしてゐる。British Parliamentary Papers (以下BPPと略稱)、China Vol. 37, First Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company, p. 403.
- (36) 春と秋の貢燕と黑鉛の買い付けは洋行が請け負っていた。道光『廈門志』卷五、「船政略」、洋船、「向例督撫春貢燕菜七十斤、將軍秋貢燕菜九十斤、由洋行承辦。又歲購黑鉛額耗四萬三百二十一斤、解福州理事廳庫及廈門水師中軍交繳、亦由洋行承辦。」
- (37) 海關の稅收は、乾隆二二〇四年には三五萬兩以上であったのが、道光一七年には一九一、六六五兩に減少していた。陳國棟「清代中葉廈門的海上交易」(一七二七—一八三三) 吳劍雄主編『中國海洋發展史論文集第四輯』(中央研究院中山人文社會科學研究所、一九九一年) 九四—九五頁。
- (38) 道光『廈門志』卷五、「船政略」、洋船「按廈門販洋船隻、始於雍正五年、盛於乾隆初年。時有各省洋船載貨入口、倚行貿易徵稅、並准呂宋等夷船入口交易、故貨物聚集、關課充盈。至嘉慶元年、尙有洋行八家、大小商行三十餘家、洋船商船千餘號、以廈門爲通洋正口也。向來南北商船由商行保結出口、後因蚶江、五虎門三口並開、奸商私用商船爲洋駁(較洋船爲小)、載貨挂往廣東虎門等處、別換大船販夷、或徑自販夷。
- 回棹則以貴重之物由陸運回、粗物仍用洋駁載回、倚置商行、關課僅納日稅而避洋稅、以致洋船失利、洋行消乏、關課漸絀。至嘉慶十八年、僅存和合成洋行一家、呈請洋駁歸洋行保結。經廣郊金廣和、於嘉慶二十二年以把持勒索、控總督黃、批行查禁、奸商肆然無忌。道光元年、洋行全行倒罷、詳請以商行金源豐等十四家公司同承辦洋行之事、維時本地、以商船作洋船者、尙有十餘號。而各省洋船及呂宋夷船不至、自後洋船、洋駁、亦漸稀少、私往詔安等處各小口整發、商行亦漸凋罷。迨至道光十二、三年、廈門商行僅存五、六家、關課虧缺、每歲飭令地方官招徠勸諭、始有洋駁一、二號販夷。燕菜、黑鉛來自外洋者、遂須購自廣東、及應繳津貼各費、均不能如期呈納、關課日絀、而商行之承辦者不支矣。」
- (39) 岡本前掲書、九八一—〇五頁。重い負擔の中で、資本規模の小さい行商達の經營は不安定であり、入れ替わりも激しかった。陳國棟「論清代中葉廣東行商經營不善的原因」『新史學』四、一九九〇年。
- (40) 陳國棟前掲「清代中葉廈門的海上交易」『Sarasin Viraphol, Tribute and Profit: Sino-Siamese Trade, 1652-1853, Cambridge, Mass. and London: Harvard University Press, 1977, pp. 129-130. 頁に、嘉慶海寇の亂の際には、福建ジャンクの大きさが規制されて商人に打撃を與えていた。Jennifer Wayne Cushman, *Fields from the Sea: Chinese Junk Trade with Siam during the Late Eighteenth and Early Nineteenth Centuries*, New York: Cornell University, 1993, p. 124.
- (41) 官吏や水師兵士の陋規の不當徵收と乾隆末期から嘉慶中期の海賊の横行により臺運義務の回避が深刻化した。高銘鈴「清代中期における臺運體制の實體についての一考察」『東洋史論集(九州大學)』二九、二〇〇一年。
- (42) 山本進「清代の市場構造と經濟政策」(名古屋大學出版會、二〇〇二年) 一五三—一五六頁。

- (43) 勝田弘子、「清代海寇の亂」『史論(東京女子大學)』一九、一九六八年、三九—四五頁。
- (44) 『問俗録』卷四では、詔安が寧波・上海・天津へのアヘン貿易の中心であったことを述べる。なお、『問俗録』の著者陳盛韶は道光八—一〇年に詔安知縣をつとめている。
- (45) 一八三四年當時、廣州では年に二十四萬三千(ポンド?)、百二十六萬三千五百七十ドル相當の燕の巢がジャワ、スマタラ、マカッサル、スルーから輸入されていた。*Chinese Repository* (以下CRと略稱)、Vol. 2 No. 10, Feb. 1834, pp. 453—454.
- (46) 小港から直接、安南などに向かう場合もあった。道光『廈門志』卷五「船政略」、洋船「道光三年、廈防同知陸寶、以廈門爲放洋正口、有奸商私用洋駁載貨、挂往廣東之虎門、雷州、瓊州、樟林等處、潛往安南各夷港貿易。回棹時、將貴重之貨、由陸運回、粗貨仍用小船駁入廈口、致洋船失利日少、洋行倒罷、詳請禁止。」
- (47) ただし、廈門—スルーの貿易にマニラが代わったのは一八四〇年以降である。James Francis Warren, *The Sulu Zone, 1768—1898*, Singapore: Singapore University Press, 1981, pp. 6—9, 53—63.
- (48) 一八三〇年代のシンガポールにおける對中國貿易では歐米船による貿易が中國帆船を遙かに上回っていた。
- (49) Hugh Hamilton Lindsay, *Report of Proceedings on a Voyage to the Northern Ports of China in the ship Lord Amherst*, London, 1833, pp. 14—15.
- (50) Lindsay, *op. cit.*, p. 114.
- (51) Charles Gutzlaff, *Journal of Three Voyages along the Coast of China in 1831, 1832, & 1833, with the notice of Siam, Corea, and the Loo-Choo Islands*, London, 1834, p. 101.
- (52) Carl A. Trocki, *Opium and Empire: Chinese Society in Colonial Singapore, 1800—1910*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1990, p. 30.
- (53) 一八二二年のシヤムでは、中國貿易においてシヤム在住華僑のジャンクが中國ジャンクよりも優勢を示しており、ジャンクの船主は上海、寧波、蘇州への貿易が廣東、廈門より利益があったが、それはとりわけ後者の關稅の過重、官吏の誅求が厳しかったからであると述べている。John Crawford, *Journal of an Embassy from the Governor-general of India to the Court of Siam and Cochín-China. Exhibiting a View of a Actual State of those Kingdoms*, London, 1828, pp. 409—413. BPP, China Vol. 37, p. 300. Viraphol も一八二〇年代までに中國—シヤム貿易はシヤム在住の中國人が獨占したという。Viraphol, *op. cit.*, p. 130. 佐々木正哉はこの現象から、中國よりシヤムへの資本逃避が顯著であったとみなす。佐々木正哉「一九世紀初期中國戎克の海外貿易に關する資料」『近代中國』三二、一九七八、五九頁。
- (54) ただし、廈門における貿易の衰退は、廈門近隣の住民には打撃となった可能性も高く、嘉慶海寇の亂もその點を含めて再検討することが必要である。
- (55) 陳國棟前掲「清代中葉廈門的海上交易」、九四—九五頁。
- (56) 閩海關の定額は道光一八年で一八萬六千五百四十九兩五錢四分であり、道光一八年四月一六日から道光一九年四月一五日まで徴收額は一九萬一千三百九十一兩一分三釐であった。『宮中檔道光朝奏摺』(國立故宮博物院所藏)第六輯(〇〇二七〇三)一六八—一六九頁、福州將軍嵩溥の道光一九年四月八日の上奏。
- (57) 一八世紀半ば以降、海關稅の中で粵海關の稅收は壓倒的な比重を占めるようになる。岸本前掲書、二〇三—二〇四頁。ただし、閩海關や後述する天津關の問題などを考慮すれば、海關の稅收自體が貿易の變動をそのまま反映していない可能性は高い。
- (58) 廣東の行商人が兩廣總督を動かし、嘉慶二年七月の上諭により、海上からの茶の輸出は禁止された。波多野善大「中國輸出茶の生産構造

- アヘン戦争前における——『名古屋大學文學部研究論集（史學）』一、一九五二年、二〇二—二〇三頁。中國第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』（廣西師範大學出版社、二〇〇〇年）第二冊、二六一頁、嘉慶二年七月二十六日の上諭。
- (59) 勝田前掲論文、Murray, *op. cit.* 後者は廣東人の海盜を主たる対象としている。
- (60) Murrayによれば、自ら海盜に参加した人の職業の半分以上が漁民または水手であった。Murray, *op. cit.*, p. 6. 福建・浙江の海盜についても同様である。張中訓「清嘉慶年間閩浙海盜組織研究」中央研究院三民主義研究所中國海洋發展史編輯委員會編『中國海洋發展史論文集第二輯』（中央研究院三民主義研究所、一九八六年）
- (61) Murray *op. cit.*, pp. 82—83.
- (62) 前註(32)所掲「建蓋大小擔山塞城記略」。
- (63) 嘉慶の海賊の根據地の一つであった大嶼山とアヘン密輸の中心地であった零丁洋はともに珠江河口の隣接した地域であった。また、一八〇三—一五年の間には、アヘン貿易業者が海賊に高額の保護料を支拂うことにより保護を受けており、海賊行為に妨害されることはなかった。Murray, *op. cit.*, pp. 88—89, 87.
- (64) 一八二六年に廣東巡撫の布告は、零丁洋の密輸人の船舶は武装しており、密輸が失敗すると海賊になると述べていた。また、別の布告では海賊船がアヘンなどの密輸を取り締まる官船を偽装しているとしてい
 re. CR, Vol. 4 No. 12, April 1836, p. 564.
- (65) 中國第一歴史檔案館編『鴉片戰爭檔案史料』（天津古籍出版社、一九九二年）第一冊、二五三—二五四頁「吏科給事中陶士霖奏陳查禁鴉片非議以重刑不能挽此積習摺」（道光一八年四月二日）軍機處全宗錄副奏摺以下「軍錄」と略稱。……臣風聞煙土來自外夷、如廣東澳門各口岸、歲銷煙土銀約三四千萬兩。福建廈門、江蘇上海、直隸天津各口岸、歲銷煙土銀約共四五千萬兩。……」。
- (66) 林滿紅前掲論文、七二頁。
- (67) Greenberg *op. cit.*, p. 33. Chang *op. cit.*, pp. 20—21. 嘉慶年間のアヘン禁令については以下を参照。井上裕正「清代嘉慶期のアヘン問題について——嘉慶期前半のアヘン禁令を中心として——」『島根大學法文學部紀要（文學科編）』四一、一九八一年。
- (68) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、四〇—四三頁。兩廣總督阮元等奏報拿獲販賣鴉片煙人犯分別定擬摺」（道光二年三月二十八日）「軍錄」
- (69) 田中正美は、漢奸の類型を（一）行商、（二）文武の下級官吏・小商業資本（三）華南沿海地方の奸民とし、（三）についてさらに（一）土棍、（二）械鬪の民とくに富強な同族集團（三）鹽梟・土盜（四）通夷の漢奸（五）鹽戶・漁戶・貧漁・無賴漢等の下層民、（六）手工業者を挙げている。田中前掲論文、一七一—二六頁。筆者はこの分類に完全に同意するわけではないが、以上の人々がアヘン貿易に参加していたとみなして間違いない。
- (70) 清朝側の警戒を示す初期の例として、次の上奏がある。『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、七五頁「工科掌印給事中邵正笏奏請飭嚴拿勾結外國人之漢奸片」（道光一二年三月八日）「軍錄」……臣聞漢民之居澳門者、半通夷語、最易藏奸。……田中前掲論文、二二—二三頁。
- (71) Chang *op. cit.*, pp. 32—33. 田中前掲論文、一九頁、村尾前掲論文、一〇—一一頁、新村前掲書、二五〇頁、『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、八四—八六頁「湖廣道監察御史馮贊勳奏陳夷人夾帶鴉片煙入口積弊請飭查嚴禁摺」（道光一一年五月二日）「軍錄」
- (72) 本論では元・圓を全てドルと譯した。清代におけるスペインドルの流通については、百瀬弘「清代に於ける西班牙弗の流通（上）（中）（下）」『社會經濟史學』六一・三・四、一九三六年を参照。
- (73) 前註(68)所掲「兩廣總督阮元等奏報拿獲販賣鴉片煙人犯分別定擬摺」
- (74) 新村前掲書、二五六頁。
- (75) 中國商人の經營規模は小さく、資本も分散的に運用された。足立啓一

- (76) 『專制國家史論』(柏書房、一九九八年)一九四—二〇二頁。
Jonathan Spence, "Opium Smoking in Ch'ing China" in Frederic Wakeman, Jr. and Carolyn Grant ed., *Conflict and Control in Late Imperial China*, Berkeley: University of California Press, 1975, Carl A. Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy: A study of the Asian opium trade 1750-1950*, Routledge, 1999, p. 35. 既に嘉慶年間からアヘン貿易は閩南に擴大していた。陳洋・陳娜前掲論文、七六頁。
- (77) Hosea Ballou Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China, 1635-1834* Vol. IV, Oxford: Clarendon Press, 1926, pp. 334-335, Chang, *op. cit.*, pp. 23-26, Hao *op. cit.*, p. 119. 一八三二年にシャードン・マセソン商會のシルフ號等は、浙江、江蘇、山東、さらには滿洲の蓋州にまで達した。衛藤藩吉前掲書、一三九—一四〇頁。一八二〇年代に外國船が金門、銅山、南澳、臺灣などに停泊していることは、閩浙總督趙慎軫の上奏から確認できる。中國史學會主編『中國近代史資料叢刊 鴉片戰爭(一)』(上海人民出版社、二〇〇〇年)四九—五一頁。また、奉天においても同様に外國船が確認されている。『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、一二六—一二八頁「國祥等奏報英船駛至奉天海面已派幹員馳往驅逐摺」(道光二年一月二十三日「朱批奏摺」以下「朱摺」と略稱)。
- (78) 一八三六年度のシャードン・マセソン商會の廣東を除いた中國の東部沿岸での取引額は數量、金額とも二割を超えていた。石井前掲書、七一頁。
- (80) 一八三二年一月—二月にシャードン・マセソン商會の船舶 Jamesina が泉州灣に來航したとき、アヘン貿易を求める人々が船に群がった。Maurice Collis, *Foreign Mud*, London: Faber and Faber, 1946; reprint, New York: New Directions Publishing Co., 2002, pp. 87-88.
- (81) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、一四〇—一四三頁「閩浙總督程祖洛奏爲查究英船游奕閩浙洋面情形片」(道光四年二月二日「朱摺」)……從前煙禁頗弛、卽有內地奸民私駕小舟接濟、彼此各獲重利。夷船來者愈多、而奸民既以接販起家、遂各私造船隻、以便勾通接販。甚有奸民之貿易廣東者、習學蕃語、卽在澳門交接夷人、勾引來閩。……」
- (82) 『鴉片戰爭檔案史料』第二冊、一五一—一八頁、「閩浙總督桂良等奏報審明林和國賄送煙土案分別定擬摺」(道光二〇年一月二六日「軍錄」)「……道光四年間、林因起意囤販鴉片、糾林牙美及林干、林梨春人夥、合出本銀七千餘元、赴廣東澳門買得煙土十八箱、運回轉賣、以後每年販運、不記次數。又道光八年起、林因別雇能通蕃語在逃之蔡能等、先後赴澳門、勾引夷船來閩販運鴉片、每年獲利約計番銀一萬餘元、作爲三十股分派、該犯林牙美分得五分之一。十三年九月間、林因復令林牙美等携銀前赴澳門、托已獲辦結之王略同赴噶喇吧夷船上議定煙價、先交定銀、將夷船勾駛來閩、買得煙土三十箱、計價番銀一萬餘元、散賣得利均分。……六月初間、林牙美稔知粵省鴉片價賤、起意勾引夷船運土來閩、以便囤積、並誘人興販、從中抽利。因在逃素識之晉江縣人林投能通蕃語、雇其赴粵省零丁外洋、勾引夷船一隻、於七月初間同林投來閩、駛至惠安縣轄按頭外洋寄泊。……」
- (83) 廣州よりも高價で販賣できることが原因である。衛藤藩吉前掲書、一三九頁。先述した Jamesina の場合、一箱一七四ドルで零丁よりも五〇ドル高かった。Collis, *op. cit.*, p. 88.
- (84) 張聲保は泉州商人が珠江デルタでアヘンを購入していたのが、外國船を福建に來航させる誘引になったとする。Chang, *op. cit.*, p. 33.
- (85) 『鴉片戰爭檔案史料』第二冊、四八五—四八七頁「閩浙總督鄧廷楨等奏報輯審積慣通英煙犯王幅愷等情形摺」(道光二〇年九月三日「朱摺」)「……又現獲之施烏慈籍隸福建晉江縣。……又七月二十五日、聞知大墜洋面有夷船停泊、鴉片便宜、隨用番銀一百八十元、雇坐海邊不識姓名漁船前赴夷船。經通事廣東人不知姓之阿蓮說明價值、向該夷人買得煙

- 士十六個。……」
- (86) アヘン取引を行った林明は實力(シンガポール)で外國語を習得した。『宮中檔道光朝奏摺』第四輯(〇〇一九四七)七九三—八〇二頁、閩浙總督鍾祥等の道光一八年九月二四日の上奏「……又林明一犯、曾往實力國貿易、略曉夷語。……」
- (87) 田中前掲論文、二二頁。
- (88) 『宮中檔道光朝奏摺』第五輯、(〇〇二八五)三一九—三四頁、「鴉片戰爭檔案史料」第一冊、四三六—四四〇頁、「閩浙總督鍾祥奏報審擬張潘等大夥與販鴉片案犯摺」(道光一八年二月三日「軍錄」)「緣張潘即張秉、又名張騰、張虎、綽號虎魚潘、住居同安縣潘井鄉、開設當舖。先於道光七年閒用張秉名字報捐監生。後因當舖虧本歇業、十三年正月閒、張潘探知鴉片煙土價賤、起意販賣獲利。……」
- (89) 田中前掲論文、二〇—二二頁、林仁川前掲論文六四—六五頁。例えば、施氏が集住する晉江縣衙口においても、施猴らがアヘン取引を繰り返したが、この場合も施猴と族人の施淑實の合資のケースが多かった。『宮中檔道光朝奏摺』第四輯、(〇〇一九四七)七九二—八〇二頁、閩浙總督鍾祥等の道光一八年九月二四日の上奏。
- (91) 先述した Jamesina の場合、泉州灣に到着した日に二人の中國人に二人のアヘン商人の名前を載せたりストを持たせて上陸させ、取引に來るように要請させている。Collis, *op. cit.*, p. 87.
- (92) 田中前掲論文、二五頁。
- (93) 零丁洋での取引が鴉片に限定されなかったことはしばしば指摘されている。村尾前掲論文、五〇八頁。
- (94) Trocki, *Opium, Empire and the Global Political Economy*, p. 56. トロツキはその量の確定は不可能であるとしている。
- (95) シンガポールにおける中國船舶の情報は必ずしも網羅的かつ完全なものではない。ただし、一隻あたりのアヘン積載量からみても、地方貿易商人の船よりもはるかに規模が小さいことには變わりない。
- (96) 東北へのアヘン貿易の擴大と福建人との關係については佐々木正哉の指摘がある。佐々木正哉「營口商人の研究」『近代中國研究』一、一九六八年、二四—二五頁。林滿紅も各地域別のアヘン貿易活動を検討する中で、福建人の活動についても觸れている。林滿紅前掲論文、七五、七九—八〇、八五—八八頁。なお、地方貿易商人は時には天津まで來航した。CR, Vol. 5 No. 3, July 1836, p. 141. しかし、清朝側の記録には残っていないため、本論では扱うことができなかった。
- (97) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、三五—三五二頁「江西道監察御史狄聽奏請查禁來洋洋船夾帶煙土並銷戶代爲國銷事摺」(道光一八年七月二七日「軍機處原摺」以下「原摺」と略稱)「……即如京城及直隸、河南、山、陝數處、煙土皆由天津與販而來、而天津之煙土則由洋船之夾帶。……」
- (98) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、四〇七—四〇八頁「江西道監察御史狄聽奏爲請飭蘇撫查禁上海洋船夾帶煙土並議稽查章程摺」(道光一八年一〇月一六日「原摺」)
- 「……臣籍隸江蘇、深知上海縣地方濱臨海口、向有閩粵奸商雇駕洋舡、就廣東口外夷舡販賣呢羽雜貨並鴉片煙土、由海路運至上海縣入口、轉販蘇州省城並太倉、通州各路、而大分則歸蘇州、由蘇州分銷全省及隣境之安徽、山東、浙江等處地方。……」なお、狄聽は江蘇鎮江府溧陽縣の人である。泰國經主編『清代官員履歷檔案全編』(華東師範大學出版社、一九九七年)第二九卷、四四三頁。
- (99) 「洋船」は廣東では、當初は外國船と對外貿易を行う中國船を指したが、後に前者のみを指すようになった。岡本前掲書、五〇六—五〇七頁。一方、前述のように、廈門では對外貿易を行う中國船を「洋船」とし、內國交易を行う船を「商船」と呼んでいる。天津、上海などでは、「洋船」は福建・廣東からの船舶を指して用いられており、それには內國交易、對外交易を行うものが共に含まれているが、基本的に鳥船を指すとみてよいだろう。

(100)

『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、三五四—三五六頁「署理直隸總督琦善奏報委員查辦天津國販鴉片之奸商情形摺」(道光一八年八月二日「軍錄」)
「……詳加諮訪該二省來津洋船、每年自八九十隻至百餘隻不等、七八月開始行到齊、……」

(101)

『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、三八六—三八七頁「署直隸總督琦善奏報閩廣洋船提前離津恐係夾帶鴉片開往奉天片」(道光一八年九月四日「軍錄」)

(102)

『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、六九六—六九七頁「直隸總督琦善奏爲盤查閩廣船隻竝續獲煙犯片」(道光一八年八月二四日「軍錄」)
「……茲據將已到洋缸一百六十七隻、一律驗卸完竣、均係逐一檢查、起貨後復由總兵劉允孝進艙細搜、船內實無藏匿鴉片煙土、各該水手人等、通計不下萬餘名、均各畏法服從、……」

(103)

船を建造して荷主となる者を財東、船をおさめて貨物を運ぶ者を出海と呼んだ。松浦章前掲書、七四—七五頁。

(104)

前註(101)所掲「署直隸總督善奏報閩廣洋船提前離津恐係夾帶鴉片開往奉天片」再、本年天津共到閩廣洋船一百四十七隻、截至八月二十八日、已有二百三十三隻起碇出口、比往歲回棹日期較早。訪詢其故、實因查拿嚴緊、其夾帶煙片煙土之缸不能起卸上岸、仍將原物載回、衆口僉同、臣不敢稍涉欺隱。惟風聞向來洋缸回空、俱往奉天沿海地方、販豆南旋。臣以人言未足深信、隨監提前獲之閩缸出海會錫查訊、據供閩省廈門缸與廣東各缸、每年皆先至天津卸貨後、順赴奉天錦州、在西錦、南錦、三目島、牛莊四處碼頭停泊、收買黃豆、竝稱由閩、廣赴奉天、計程遠於天津數站、由天津而至奉天、只須兩晝夜可到。核與所聞相同。伏思此等刁滑商販在津既未卸載、難保不至他處別謀銷路。盛京爲根本重地、設煙土赴彼回售、不惟吸食惡習、易致漸染、竝恐津郡牟利之徒勾通潛往、仍復運出、輾轉與販、所關非細、……」

(105)

中國民間船舶の通航證については、松浦前掲書、五八七—五九六頁を参照。ただし、少なくとも本論で扱う時期において、民間船舶は規定

通りの通航證を取得していなかった。

(106)

『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、三九一—三九三頁、「署直隸總督琦善奏爲天津查獲與販鴉片洋船嚴加訊辦摺」(道光一八年九月一九日「軍錄」)
「……訊據鄧然即鄧縉供稱、伊係廣東三水縣人、與南海縣人余暉、順德縣人崔四、福建龍溪縣人郭有觀即郭壬酉、各出資本、在廣州府城外西街萬益號、有香山縣人李四、經手向夷船代買煙土八十三擔、每擔約一千五六百兩。因來至天津、正值查拿嚴緊、不能上岸、只將糖貨起卸。商同駛往奉天西錦、南錦地方售賣、行至大沽、守風停泊、致被拿獲。郭吞供係福建龍溪縣人、在金廣興洋船充當水手、伊交給族兄郭有觀銀五十兩、夥販煙土、餘與鄧然供詞略同。詰以所帶煙土甚多、如奉天不能售完、又將駛往何處、是否帶回粵省。據供該犯等借貸資本、希圖獲利歸償、如奉天不能出售、即赴江蘇上海售賣等語。……臣調驗金安發即金廣興洋船照票、係廣東惠州府海豐縣船戶、自十五年超、俱由天津前往奉天。……」

(107)

『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、五三三—五三八頁「兩廣總督鄧廷楨等奏報審擬廣州萬益號李四等代買煙土案摺」(道光一八年三月二四日「軍錄」)
「……迨至五月內、又有金廣興船主郭有觀即郭壬酉、於與該船商人鄧然即鄧縉、餘暉、崔四等合買煙土轉販、托李亞彥代爲購覓。李亞彥復托莫亞三轉向噫吃破索得字據、交郭有觀將船駛出外洋、用番銀四萬八千九百七十圓向喇喇船上買得煙土八十三擔、過船開行。」

(108)

例えば、道光一八年七月十日、八月八日に逮捕された十一人のうち、天津人一人を除いて全て福建籍で、福建の詔安縣や同安縣出身の閩南人であり、金恆發洋船や洋貨鋪からアヘンを手入していた。『宮中檔道光朝奏摺』第五輯(〇〇二〇〇八) 大學士署直隸總督琦善の道光一八年一〇月二三日の上奏。金恆發洋船については、『上海碑刻史料選輯』二二六頁、「泉漳會館興修碑記」(道光一二年一月一五日)の寄付金の欄には、「金恆發洋船 捐洋銀陸拾元」と書かれ、會館の本館に次いで二番目に多い額を寄付している。天津の金恆發と同一であれば、從

來からの上海—天津間の貿易をアヘン貿易に利用したことになる。

(109) 註(154) 参照。

(110) 閩粵會館のこと。閩粵會館は乾隆四年(一七三九)潮州・廈門の二幫の糖商が合同で創設し、媽祖が祭祀され、洋蠻會館と呼ばれていた。

光緒『重修天津府志』卷二四、輿地六、公廡、『津門雜記』卷上 會館、張秀蓉「清代會館的社會效能—地緣、商幫與祠祀」國立臺灣師範大學歷史研究所博士論文、一九九八年、三〇七頁。

(111) 前註(100)所掲「署理直隸總督琦善奏報委員查辦天津國販鴉片之奸商情形摺」……郡城設有會館及分銷洋貨舖戶、半多閩粵客民、彼此勾結、潛運私售。如嶺南棧之廣盛號、針市街之潮義店、大有店、福廣店、均係代爲銷貨之所。

(112) 前註(97)所掲「江西道監察御史狄聽奏請禁來津洋船來帶煙土並銷戶代爲國銷事摺」臣風聞、兩廣、福建商民雇駕洋船、在外洋夷船轉販呢羽雜貨並鴉片煙土、由海路運至天津、每年約計船一百數十隻、於五六月間陸續抵津、九月間回轉。向有潮義客店、大有客店、嶺南棧房、代爲包辦關稅、分銷各貨鴉片煙土。

(113) 琦善の報告を元に整理しており、アヘン貿易従事者が必ずしも案件ごとにとまわって行動していたわけではない。

(114) 福建人の籍貫は泉州府同安縣、安溪縣、漳州府詔安縣、漳浦縣、海澄縣、龍溪縣で全て閩南である。

(115) 『宮中檔道光朝奏摺』第五輯(〇〇二六四)、三九七—三九九頁、『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、四四四—四四五頁「山東巡撫經額布奏爲膠州外洋拿獲與販鴉片案犯摺」(道光一八年一月二八日「軍錄」)

(116) 『鴉片戰爭檔案史料』第二冊、四〇二—四〇五頁「兩江總督陶澍等奏爲辦理續獲煙犯情形摺」(道光一八年一〇月三日「軍錄」)……又據該滬道督同松江府知府文康、委員蘇州府督糧同知黃冕、署上海縣知縣練廷璜稟稱、訪得上海東關外有行戶高頓煙土、經練廷璜會同委員黃冕、候補知縣周沐潤及出資購線之署提石營守備王嘉謨等、於八月十一日帶領

兵役、在亨子古號糖行內拿獲販土之福建人許阿呀、楊貞信二名、搜獲煙土九百餘兩。又於是月十八日、在永利號店內拿獲與販高頓煙土之福建人林讓、陳其恩二名、搜獲煙土一萬五千餘兩。

(117) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、四九二—四九三頁「兩江總督陶澍等奏報各屬拿獲煙船煙犯情形片」(道光一八年一月三日「軍錄」)

(118) 陶澍は私鹽の密賣においても、浙江省の舟山で産出した鹽を、福建・廣東の烏船等が川沙・寶山沿海まで運び、そこから小型船で販賣しているという。『宮中檔道光朝奏摺』第三輯(〇〇一三三三)六八九—六九一頁、兩江總督陶澍の道光一八年四月一日の上奏。「惟查浙江定海縣之舟山產鹽甚多、上海濱臨海隅、其間閩廣兩省之烏船、乍浦洋面之硬檔、烏基等船、浙省沿海之划船、夾帶與販、由川沙、寶山沿海等處分售、有小船分銷偷運轉賣、實所不免。自道光十六年以來、各該廳縣計獲鹽犯二十六名、私鹽十一萬觔有奇、皆在三四百里以內近海港汊拿獲、並不藉會館囤積、以爲銷私之地。……」。舟山から上海への福建・廣東の商船の私鹽販賣については佐伯富の指摘がある。佐伯富『清代鹽政の研究』(東洋史研究会、一九五六年)一九四頁。

(119) 一八三八年一〇月の山東巡撫の上奏では、山東省登州府榮成縣で捕獲された廣東船は出航後に遭遇した洋船からアヘンを購入している。

(120) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、三八四頁「山東巡撫經額布奏爲查獲廣東商船夾帶鴉片摺」(道光一八年八月二七日「軍錄」)

『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、五五七—五六〇頁、「盛京將軍耆英奏報搜查海口商船及查辦海口煙禁情形摺」(道光一八年四月二三日「朱摺」)

「再、查閩人之在奉天者、乾隆五十六年查辦時、有願回籍者、均飭附聞船帶回、餘皆編入保甲。今奴才親赴南城海口、督率該旗民地方官查明、牛莊舊有閩人四十四名、婦女二口、俱已陸續物故回籍。蓋州舊有閩人九百六十五名、婦女五十九口、除陸續物故回籍外、現在保甲內者、實止男婦四百二十五名口。熊嶽舊有閩人三百二十名、婦女一口、除陸續物故回籍外、現在保甲內者、實止男婦一百八十九名口。……惟錦州所

- 屬天橋廠海口、據報已入保甲之閩人五百八十九名、流寓閩人二百四十七名。……」
- (121) 乾隆末期、奉天沿海に居留する福建人は船舶を運航していた。嘉慶『大清會典事例』卷五百八、兵部、綠營處分例、海禁一(乾隆)五十七年奏准、奉天各屬海岸河口、流寓閩人及本地旗民人等、領票駕駛船隻。……」
- (122) 『鴉片戰爭檔案史料』第二冊、三〇三—三〇五頁「署兩江總督裕謙等奏陳前調各兵未便遽行撤退之實在情形片」(道光二〇年八月四日「軍錄」)「……況上海爲海船聚集之所、其大小東門外所有行棧及一切生理、閩廣之漳、泉、惠、潮、嘉應五府州人、十居六七、而停泊商船、接纜連綜。……」
- (123) 『宮中檔道光朝奏摺』第九輯(〇〇四五—三五)、二一九—二二二頁、「鴉片戰爭檔案史料」第四冊、四五六—四五八頁、「浙江巡撫劉韻珂奏請開港并酌定稽查章程以便商民摺」(道光二二年一月一六日「軍錄」)「……竊照浙省海口數十處、除寧波之外、以嘉興府所屬之乍浦爲商賈馬頭、海船萃聚。此外溫、臺等處商船雖少、而民間多以採捕爲生、俱有漁船出入。各該處土著窮民及閩粵等省流寓之人、或習操舟、或業網捕、其生計皆在於海洋。又有挑抬貨物之腳夫以起運客貨爲業、全賴商販往來、方獲微資糊口。計浙省濱海各處、此三種人不下數萬。……」
- (124) 鴉片吸食が發覺して爵位を剝奪された莊親王奕賣、輔國公溥禧のことを指すのであろう。『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四十三冊、三五一頁、道光一八年九月八日の上諭。
- (125) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、四八五—四八六頁、「盛京將軍耆英奏爲體察情形嚴行查禁鴉片煙土緣由摺」(道光一九年一月一〇日「朱摺」)「……迨莅任三月後、初悉奉天沿海一帶、無業閩人較多、惡習傳染日久、以致商賈、愚民漸次吸食、甚至宗室覺羅、官員兵丁內亦不無有吸食者。……」
- (126) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四四冊、四九一—五〇〇頁、「鴉片戰爭檔案史料」第一冊、五〇四頁「著盛京將軍耆英等金州海口查拿鴉片雖初具成效仍應晝夜巡緝訪拿事上諭」(道光一九年二月九日「上諭檔」)
- (127) 『鴉片戰爭檔案史料』第二冊、二二八—二二九頁「直隸總督琦善奏報遵旨籌防英船情形片」(道光二〇年七月初三日「軍錄」)「……伏查直隸洋面、上年曾有福建海盜遠來肆劫之案。……」
- (128) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四四冊、三三八—三三九頁、道光一九年八月九日の上諭。
- (129) 『宮中檔道光朝奏摺』第三輯、(缺番)四九三—四九四頁、署直隸總督琦善の道光一八年一月二八日の上奏「再、天津濱海瀕河、五方雜處、向多外來寄往之人、匪徒易於潛跡。從前洋面及陸路俱尙安靜、近時往往有搶竊之事。上冬客民朱華國被劫案內、經該縣拿獲盜犯洪況等究出首從、多係福建人民。臣以商賈由海遠涉、不能獨雇一船、自未便禁其搭載、而其中良莠不齊、若概任逗遛漫無稽察、勢必滋生事端。該處附近京畿、諸宜整肅、不可不豫爲防範。」天津の住民が様々な地域からの移住によって形成されていたことは、吉澤前掲書、二六頁を参照。
- (130) アヘン戰爭前における清朝中央のアヘンに對する議論としては、以下の二冊を参照。ただし、兩者の弛禁論、嚴禁論に對する評價はそれぞれ異なる。Chang, *op. cit.*, pp. 85—119, Polachek, *op. cit.*, pp. 101—134. 廣東、廣州を中心としたアヘン論議については、井上前掲「アヘン弛禁論の形成について」、同「清代嘉慶・道光期のアヘン問題について」『東洋史研究』四二—四、一九八二年等があり、弛禁論がカントン(廣州)の地域的利益を重視していたことを強調する。一方、新村前掲書では、弛禁論の輸入代替の側面を重視し、中國國內のアヘン貿易にも注目しているが、いずれも廣州以外の沿海部におけるアヘン貿易については議論が及んでいない。
- (131) 新村前掲書、二二〇—二二四、二四七—二四九頁。
- (132) 李鴻章のアヘン政策論については以下を参照。井上裕正「兩廣總督李鴻章のアヘン政策論」『奈良女子大學文學部研究年報』三五、一九九一

- 年、新村前掲書、二四九—二五七頁。
- (133) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、九—一九四頁。「山東巡撫訥爾經額奏爲遵旨酌議查禁鴉片章程摺」(道光二年七月二日「軍錄」)
- (134) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第三九冊、一一三—一四四頁、「鴉片戰爭檔案史料」第一冊、一四三—一四四頁、「著閩浙總督程祖洛等妥善酌酌肅清洋面私販鴉片之策等事上諭」(道光一四年三月二七日、「上諭檔」)。
- (135) この間の經緯については Chang-shan, cit. pp. 85—97 などを参照。
- (136) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四三冊、一九〇頁、「鴉片戰爭檔案史料」第一冊、三四三—三四四頁「著步軍統領衙門及各直省督撫嚴懲販煙吸煙人犯事上諭」(道光一八年七月一日「上諭檔」)
- (137) 琦善の下で天津において沒收されたアヘンの量は、同時期では廣東に次いで多かつた。茅海建前掲書、一〇—一一頁。
- (138) 『宮中檔道光朝奏摺』第四輯(〇〇二六—二七六—二八〇頁)、『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、二九—二九五頁「(大學士)署理直隸總督琦善奏覆塞漏培本應循流溯源嚴懲國販鴉片人犯摺」(道光一八年五月二六日「軍錄」)「……至直隸所轄地方、惟天津海口向通閩廣商船、竝無外夷船隻。臣恐該商雖係內地民人、難保不載銀出洋、潛與外夷交易。……」
- (139) 前註(97)所掲「江西道監察御史狄聽奏請查禁來津洋船來帶煙土竝銷戶代爲囤銷事摺」「……至洋船入口時、竝無官役稽查、抵關後委員驗貨、僅能大概觀看、如欲入艙搜查煙土、該船戶水手約數十人、勢將抗拒、委員等恐滋事端、類皆遷就。查洋船船戶、竝洋貨舖、俱係閩粵人、素與本處棍徒連絡一氣、恃衆橫行。……應請旨飭下直隸總督、設法密拿囤積分銷之店舖、人煙并獲、根究夥黨、盡法懲治。竝妥議章程、於每年洋船陸續入口時、實力搜查煙土、毋許絲毫夾帶、以期杜絕來源。天津果無煙土、則京城及直隸各省、無從興販、而吸食者自少矣。」
- (140) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四三冊、一九八頁、「鴉片戰爭檔案史料」第一冊、三五三頁「署直隸總督著琦善嚴密查辦奸商囤販鴉片等事上諭」
- (141) (道光一八年七月二八日「上諭檔」)
- 前註(100)所掲「署理直隸總督琦善奏報委員查辦天津囤販鴉片之奸商情形摺」「商船到津、向由船長先來向稽察人役關通、俟各船齊抵東門、并力於深夜一時之間、起運煙土上岸、距店甚近、頃刻即到、兼有刀械圍護、竝無一定時日。該奸商復四路賄通、官若往拿、人少則逞凶抗拒、人多則聞風避匿。此從前之情形如是。」
- (142) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四三冊、三〇六—三〇七頁、「鴉片戰爭檔案史料」第一冊、三六三頁「署直隸總督琦善立定章程嚴密查拿不准煙土上岸事上諭」(道光一八年八月初五日「上諭檔」)「……著琦善密商鹽政鍾靈、立定章程、嚴密查拿、總不准煙土上岸。……」
- (143) 『宮中檔道光朝奏摺』第四輯(〇〇一九六—二〇六—二一八—二二六頁)、『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、三九六—四〇〇頁、「署直隸總督琦善奏覆稽查天津海口偷漏鴉片煙土章程摺」(道光一八年九月三〇日「軍錄」)「大學士署理直隸總督臣琦善跪奏、爲遵旨會議、稽查天津海口偷漏鴉片煙土章程、恭摺奏聞、仰祈聖鑒事。……」
- 一、閩廣商船帶貨開行、應由該廳州縣查驗、給與照票、竝將來津船隻字號報明該省上司、先行咨會、以便稽查也。商人置貨出洋、例應在本籍地方官取結給照、以防偷越及夾帶違禁貨物之弊。乃近年洋船攜帶船照、竟有遠年請領迄未更換者。現在搜獲煙土之金安發即金廣行洋船、即係道光十五年所領船照、出海水手大半更易、所載貨物、照內竝未填註、無可稽查、殊不足以昭慎重。……
- 一、閩廣商船攜帶軍械、應由原省該廳州縣查明、不准違例攜帶、竝於進口時、令其呈交收貯、以重海防也。往邊外夷洋船、例准攜帶礮械、其在內地南北兩洋貿易商船、例不准配帶。……乃現在搜查金安發即金廣興一船、即有軍械多件。……
- 一、閩廣商船進口、應節節稽查、以防偷漏也。向來洋船到津、先在海口攬江沙停泊、雇覓漁船引路、及進口後、雖有海口營、大沽營及葛沽巡檢查驗、文武竝未協同搜查、恐致疏漏。迨行抵大沽海關、

津關給發印條封艙，該商船仍須駛至東門外停泊，始令行店持照掛號，呈送貨單請驗，中間時日耽延，難保無乘隙走漏。且洋船來往天津，路徑是其熟習，即有新來船隻，亦必有熟悉水手，海口朝夕深通，何以必須漁船指引，難保非藉此勾通於未經查驗之先，潛行起運煙土。應請嗣後洋船到津，即飭令徑行進口，不准雇覓漁船引路。如或因沙性坍塌靡常，必須漁船指引，應責成大沽營守備、葛沽巡檢、酌發漁船數隻，前往受雇，取具船戶甘結。進口時嚴行搜查，如代運違禁貨物，即行嚴拿治罪。此外漁船倘有潛行出口與洋船交接者，隨時查拿究辦。至洋船進口，應由海口營守備、隨到隨即知會大沽營守備、葛沽巡檢、並兩關稅局丁役、協同上船逐細搜查。如無夾帶煙土，即派兵役押令迅速開行，不准沿河停泊。抵關後，責令行店帶同該船出海，即持船照親赴各衙門掛號，由鹽政臣與天津鎮道、各派員弁會同赴船搜查，出具並無攜帶煙土甘結。均隨到隨即查驗，免致守候需時，易滋流弊。自到津停泊以至報驗，不得逾五日之限，自驗畢卸貨以至領照開行，不得逾十日之限，以符嘉慶十五年奏定統限十五日舊章。至海口距三岔河、水程一百九十餘里，陸路一百零五里，雖無支河汊港，而陸地遼闊，向由鎮道派委員弁兵役巡查，誠恐有名無實。嗣後應責成該鎮道、時往海河一帶，認真督飭員弁兵役梭織巡查，毋許附近居民私赴洋船交易，並毋許小船貼近洋船私行起卸貨物，如有違犯，立即嚴拿究辦。仍由臣密派員弁前往訪察，如巡查不力，即行嚴參懲辦。

一、閩廣商船，應令停泊空處，不准挨近民房舖戶，以杜勾通也。向來洋船到津，直至東門外停泊。河面窄狹，兩岸俱係民房舖戶，且臨河房屋，各有後門接遞洋船貨物，甚為便易。又有本地漁船商船及上海沙船，互相錯處，更易交通。雖有派出地方兵役、兩關巡攔梭織巡查，昏夜殊難防範。應請嗣後洋船到津，按照向來停泊處所，退出六七里，在礮臺一帶空闊河面豎立界碑，令其停泊，兩關委員丁役，即赴彼處，會同文武查驗。該處兩岸居民，本屬稀少，責令

天津縣將現有房屋查明確數備案。出示曉諭，以後不准民間添蓋，如有私蓋房屋，查出即行拆毀。並令本地商船漁船及上海沙船，分段停泊，不得與洋船挨聚一處。其洋船貨物應行剝運者，由天津道發給剝船，不准洋船自行雇覓，仍令剝船船戶出具並無剝運煙土甘結，如違嚴拿治罪。似此畫清界限，兵役巡攔人等，均易稽查。一切本地居民客民，均不准赴洋船交結，洋船舵工水手，亦不准成群結夥上岸特聚行私。如有閒雜人等私赴洋船交易，及洋船私行起卸煙土之事，立即報官查拿。如敢徇隱，即將縱容之兵役巡攔人等，從嚴究辦。

一、查驗閩廣商船貨物，應逐加籤探，以防夾帶也。向來洋船到關，行店呈送貨單，兩關定期查驗，僅止按包按箱過秤，不足以昭嚴密。……

一、海河兩岸居民舖戶，暨天津府城外行棧店舖，應立牌保以嚴糾察也。海河道里甚長，兩岸村莊居民店舖林立，其中良莠不齊，或代洋船偷運貨物，或窩頓煙土行蹤詭秘，查察難周。城外行棧舖戶，大半皆係閩廣客民，多有夾壁地窖，為囤販煙土之所。旅店客寓，往往容留煙販，疊月經時，若不設法稽查，日久仍循故轍。……

一、沙船商船，應一體嚴查，以杜勾串也。閩廣商船進口，既經隨處防範，逐層搜查，自難設法偷漏。第恐於未進海口之先，勾通上海來津之沙船，及本地販糧之商船，夾帶售賣，仍屬不能淨盡。且現在搜獲金廣興洋船，即有駛往奉天，上海售賣之供，該處囤販鴉片既多，又必輾轉販運，天津商船時往奉天貿易，上海沙船每年來津數次，尤應實力稽查。……

(144) 嘉慶『大清會典事例』卷五百七、兵部、綠營處分例、海禁一(「雍正十二年議准，商人置貨出洋，必在本籍地方取結給照，以防偷越及夾帶違禁貨物之弊。……」)

(145) 同(「雍正六年」)又覆准商船漁船，不許攜帶鎗礮器械。至往販東洋南洋之大船，原與近洋不同，准其攜帶，鳥鎗不得過八杆，腰刀不得過十把，

弓箭不得過十副、火藥不得過二十斤。嘉慶『大清會典事例』卷五百八、兵部、綠營處分例、海禁二、(嘉慶九年) 嗣後除內洋船隻不准配帶外、其外洋商船、著照所議准其按照舊例、携帶礮位器械等件、不得有逾定額。」

(146) 船舶の渡航書類が有名無實であったのは金廣興洋船だけではない。例えば山東省登州府榮成縣で捕獲された福建省金和美鳥船も人(乗組員)と票が符合しなかったとされる。『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四四冊、三五五—三五六頁、道光十九年九月二日の上諭。また、先述した奉天の大橋廠及び猪島で捕獲された海賊行爲を行っていた鳥船も船票の數目が符合しなかったとされ、大砲などの武器も積載していた。『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四四冊、三二七頁、道光十九年七月三〇日の上諭。

(147) 廈門から天津まで航行する場合、順風であれば十餘日で到着したという。松浦前掲書、二七三頁。一方、清代の北京からの公文書の送付期限は福州まで二十七日、廣州まで三十二日であった。Chang Ying-wan, *Postal Communication in China and its Modernization, 1860-1896*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press 1970, p. 22.

(148) 天津鈔關は雍正十二年(一七二七)から長蘆鹽政が管理した。光緒『重修天津府志』卷三十三、經政七、權稅。

(149) 『宮中檔道光朝奏摺』第三輯(〇〇〇九三三)、三五—三六頁、福建道監察御史陶澐の道光一七年五月一六日の上奏。「……乃臣聞各關俱有紅單、而天津海關獨無、查海關爲閩粵海船及江浙各省沙船必經之處、每年例稅四萬餘兩、不爲不多。乃自設海關以來、各商投稅、竝不親自填簿、且無紅單可憑。……」

(150) 天津關の海稅の定額は四萬兩で、二萬六千兩を戶部に納め、残りの一萬四千兩は盈餘として定額以上に徴收したものととも藩庫に納められて地方の經費に使用されており、道光一八年の徴收額は四萬二百三兩餘りであった。『宮中檔道光朝奏摺』第五輯(〇〇二二六八)二六

六頁、署理直隸總督琦善の道光一八年一月二日の上奏、光緒『重修天津府志』卷三十三、經政七、權稅。

(151) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、六八六—六八七頁、「直隸總督琦善奏爲查辦天津洋船進口情形片」(道光十九年八月一六日「軍錄」)「再、查向來洋船抵津、僅止鹽政衙門收納稅課、地方官竝不上船查驗、其赴關投稅、亦由行戶代報、疏漏耽延、俱所不免。……現在查明卸竣之船、已有一百餘隻、據將漏稅之燕菜翠羽豆蔻等件、逐一查出、按照課則納稅。……」

(152) 同「本年臣先經派委臣標後營遊擊羅應鯨、前往海口一帶、督同海口、大沽、葛沽等處營汛員弁、在於兩岸支搭帳房、於洋船進口後、撥兵節節催查、不准沿途上岸、以及小船攏近、俟駛抵津關、即由派出之鎮將道府、親行上船開驗、逐一簽查、毋許行戶把持。」

(153) 部屋數ではなく、柱間數を指して用いているのであろう。『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、三六四—三六五頁、「署直隸總督琦善奏報天津拿獲興販鴉片人犯審辦緣由摺」(道光一八年八月一八日「軍錄」)。「今歲該二省來津洋船一百四十餘隻、所帶煙土、竝無成箱成篋大夥起岸運卸之事、與往昔情形迥不相同。即如閩粵客民開設之嶺南、大有等棧行、房屋深邃、有多至數百間者、現亦不敢卸貯煙土。從前則由津船滙總、起至棧行、代向各店分銷。此時則由洋船零携售賣、或各店自向洋船議價置買、亦不整箱起運、或由水手三兩包隨身携帶上岸、或素相勾通之人、乘夜潛送鋪中、零星聚滙。」

(154) 前註(151)所掲「直隸總督琦善奏爲查辦天津洋船進口情形片」據稱、向來來帶鴉片、惟廣州府船最多、本年該府船隻、竝未前來。伊等遠出貿易、原冀稍沾餘利。自上年金廣興船隻被獲之後、知此間查拿嚴緊、不惟本利全無、且復身羅法網、前車在目、實不敢再行冒險。……」

(155) 前註(151)所掲「署直隸總督琦善奏報閩廣洋船提前離津恐係夾帶鴉片開往奉天片」同。

(158) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四三册、三四八一—三四九頁、『鴉片戰爭檔案史料』第一册、三八八—三八九頁「著盛京將軍耆英等嚴緝閩廣洋船夾帶鴉片開赴奉天等處事上諭」(道光一八年九月七日「上諭檔」)

(159) 『宮中檔道光朝奏摺』第五輯(〇〇二—二四)一七九—一八三頁、耆英等

等の道光一八年一月十二日の上奏。二ヶ月も上奏がなされないことについて、上奏を促す上諭が出されている。『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四三册、四三九—四四〇頁、『鴉片戰爭檔案史料』第一册、四二九—四三〇「著盛京將軍耆英嚴查海口販煙事上諭」(道光一八年一月一六日「上諭檔」)

(160) 『宮中檔道光朝奏摺』第五輯(〇〇三—五)五三四—五三五頁、耆英等の道光一八年二月二日の上奏「再、本年十一月二十二日、准直隸總督文稱、天津地方拿獲販賣鴉片煙土之孫兆林等供出案内、應訊人犯劉天中、劉洛季、劉洛五、王洛二、于洛貴、沈洛果等六名、均在奉天營生等情咨續前來。奴才等當即派派佐領慶豐、驍騎校寶德、治中陳鑑帶同兵役分往牛莊、錦州等處、會同文武地方官、將案犯劉天中、劉洛季、劉洛五、于洛貴等四名拿送前來。除咨解直隸總督歸案審辦外、其在逃之沈洛果、王洛二犯、仍嚴飭訪緝、統俟弋獲、再行解往直隸審辦理合附片奏。」「宮中檔道光朝奏摺』第五輯(〇〇三—八)五八五—五八六頁、耆英等の道光一八年二月一七日の上奏。

(161) 『鴉片戰爭檔案史料』第一册、九六—九八頁。「兩江總督陶澍等奏為確查販種鴉片煙土並議增嚴禁熬煙章程摺」(道光一一年八月二日「朱摺」)

(162) 前註(116)所掲「兩江總督陶澍等奏為辦理續獲煙犯情形摺」

(163) 同、四〇五—四〇六頁、「謹將江蘇省現辦查禁海口販賣鴉片煙土章程恭呈御覽。」

一、洋紅進出各口、應於紅照添註嚴禁夾帶鴉片也。……嗣後洋紅出口時、應於紅照內添註不准私帶鴉片字樣、如敢故違、一經查出、即將執照扣除、按例治罪、紅貨一併入官。庶紅商各顧身家、咸知畏

法。

一、出洋紅隻應給嚴禁私帶鴉片旗牌懸掛、俾中外咸知儆惕也。……
一、閩廣洋紅進口、飭令紅商牙行出具並無夾帶鴉片切結也。查洋紅駛入上海、向由牙行代報關稅、紅照亦由該行送驗。是洋紅各商皆行戶所熟悉、自應責令稽查。嗣後各紅進口呈驗紅照、先取紅照並無夾帶鴉片切結、並令該牙行加結同送、如有違犯、商牙一體治罪。
一、閩廣紅隻水手應給腰牌以便稽查也。查閩廣洋紅水手、多者百餘人、少亦數十人、每於乘紅進口時、更有一種杉板小紅跟幫前來、不但潛行登岸代銷煙土、且難保無別項匪徒混迹其間。嗣後閩廣商紅進口時、責令各該會館司事、按紅查明、水手每人給發腰牌、書明某紅水手姓名、必須懸掛、方許登岸。……

一、行戶人等寄囤販賣、應隨時嚴拿究辦也。查洋紅夾帶煙土進口、必由行戶代為寄頓、以俟各處奸徒前往販賣、若禁絕寄囤、即無從銷售、自不致再有夾帶。應責成該道該縣隨時嚴密訪查、如訪有不法行戶及輿販奸徒仍敢窩頓販賣、立拿懲治、以絕根株。

一、員弁兵役得規包庇、應嚴參究辦也。查行戶人等寄囤煙土、輾轉販賣、每恃兵役、地保包庇放縱、得以肆行無忌、甚至守口員弁亦有得規庇縱、營私執法、實堪痛恨。嗣後拿獲販土等犯、必嚴究何人得規包庇、立時查拿、分別嚴參、加等治罪、以為頑蠹者戒。

以上六條、責成蘇松太道督同上海縣、隨時稽查、有犯必懲、以除積弊。」

(164) 上海博物館圖書資料室編『上海碑刻資料選輯』(上海人民出版社、一九八〇)七一頁「蘇松太兵備道為禁止牙行留難進出客船告示碑」にも「……據福建商船戶陳振盛、金源豐等呈稱、切身等在籍給牌造駕商船、投治生理、裝載棉花回閩、遵例入港擇牙報稅、出港則具船單請驗給牌。……」とあり、福建船が入港する際に、税の申告を牙行に代行させていたことを示す。

(165) 前註(98)所掲「江西道監察御史狄聽奏為請飭蘇撫查禁上海洋船夾帶

煙土並議稽查章程摺

(166)

「嘉慶道光兩朝上諭檔」第四三册、三八六—三八七頁、「鴉片戰爭檔案史料」第一册、四〇八—四〇九頁「著兩江總督陶澂嚴查海口販烟並妥議章程事上諭」(道光一八年一〇月二六日「上諭檔」)、「嘉慶道光兩朝上諭檔」第四三册、三八八頁、「鴉片戰爭檔案史料」第一册、四〇九—四一〇頁「著兩江總督陶澂等追查煙犯黨夥縱嚴懲辦並獎出力各員事上諭」(道光一八年一〇月一七日「上諭檔」)

(167)

「鴉片戰爭檔案史料」第一册、五一六—五一九頁、「江蘇巡撫陳鑾奏為遵旨稽查吳淞海口鴉片章程摺」(道光一十九年二月三〇日「軍錄」)
「籌議吳淞海口嚴查商紅夾帶鴉片章程」

謹將籌議吳淞海口、嚴查商紅夾帶鴉片章程、恭呈御覽

一、商紅進口、請由吳淞口先行封鎖、以昭嚴慎也。查向來守口員弁於各商紅到口時、僅止查驗人數、年貌、籍貫、核與牌照相符、隨由該口掛號、押赴大關投稅。該口距關六十餘里、奸商詭秘異常、或將夾帶煙土於未到關以前停泊僻靜地方、偷運上岸、或密雇內河小艇、零星潛運、巧為高頓。迨到關查驗、均屬應帶貨物、而煙土已絲毫無存。嗣後應請凡閩廣商紅進口、於驗照掛號後、即用海關印條將該紅各艙逐一封固、照舊押赴大關驗明、封條果無擦損、然後進艙驗貨、倘有夾帶、一經關上逐細搜查、自不難立時破獲矣。

一、守口人員應請添設、以昭慎重也。……

一、口內小紅應嚴禁出洋、以防接運也。

一、近口寄碇洋紅、查明紅照、應進口岸分別催令收口開行、以杜偷漏也。查向來商紅由本籍請領牌照出洋開駛、所進何口即於牌內注明、照牌收泊。乃該商等往往有藉寄碇為名、於近口地方無故逗遛、其中或將隨帶小艇密運煙土進口、勾通內地土棍、接濟與販、或令水手私帶上岸、於向來窩頓之處、分頭藏匿。種種弊端、不可枚舉。應飭駐口委員隨時巡邏、一有寄碇紅隻、即帶兵役同赴該紅、將牌照驗明、其應由吳淞進口者、即封艙押赴大關掛號、如有應赴別處

口岸者、即催令開行、不准在洋游奕寄碇、以絕奸私。

(168)

「嘉慶道光兩朝上諭檔」第四四册、一七二頁、「鴉片戰爭檔案史料」第一册、五八八頁「為批准查禁吳淞口鴉片章程並各省海口均著妥議章程事上諭」(道光一十九年五月二日「上諭檔」)、「道光十九年五月初二日內閣奉上諭。本日據大學士穆彰阿等議覆陳鑾奏吳淞海口商船夾帶鴉片章程一摺。朕詳加披覽、所議俱屬周妥。因思鴉片來自外洋、全在申嚴海禁、而各省海口情形不同、難保奸商等不此拿彼竄、江南一省既經明章程、則各省濱海地方、商船出入之處、俱應一律辦理。著各該督撫於所轄海口體察情形、妥議章程具奏。欽此。」

(169)

「鴉片戰爭檔案史料」第一册、六五七—六五八頁「浙江巡撫烏爾恭額奏為遵旨籌議嚴查浙江海口鴉片章程四條摺」(道光一十九年七月一四日「朱摺」)

(170)

「鴉片戰爭檔案史料」第一册、七六二—七六六頁「山東巡撫托津布達旨奏覆海口防緝鴉片章程摺」(道光一十九年二月八日「軍錄」)「……

一、東北兩汛無定口岸、宜添委文武大員專司稽查也。……

一、南汛有定口岸商船入口、應令印官親詣盤驗也。查南汛為、江、浙、閩、廣商船專赴東省貿易之所、如膠州之塔埠頭、即墨之金家口等處、雖設有巡檢千把等官巡防稽查、惟該船入口、與本地行戶交易、卸貨收帳耽延需時、內地奸匪藉開行為名、外而勾結商船、內而賄串兵役、囤販禁煙、轉售漁利、皆情事所必有。僅責千把巡檢微末員弁稽察、不足以昭慎重。……其沿海各行戶、並令該州縣逐一清查、取具五家連環互結、一家有犯、四家不首、一體治罪、務使內地藩篱堅固、則外來奸商不禁自戢。

一、沿海小口岸宜一體防範也。……

一、杉板小船官編號稽查也。……

一、島嶼港汊及舊有海口應飭一併查察也。……

一、內外洋宜令文武分查以專責成也。……」

(171)

Chang, op. cit., pp. 98 - 104, 111 - 112. 張聲保は鄧廷楨らによる廣州

附近での成果から、清朝政府はアヘン禁止法を強制することが可能であったと見なしている。Chang, *op. cit.*, p. 116. しかしながら廣州附近の事例からでは、沿海全體の状況を明らかにできない。また、Chang, *op. cit.*, p. 128にあるように、その後の林則徐の禁煙において鄧廷楨の時期を遙かに上回る逮捕者を出していることからしても、鄧廷楨の時期の成果がアヘン禁煙に結びつくものであったとみなすことはできない。そのうえ、鄧廷楨、林則徐によって没収されたアヘンの量も、輸入量全體からみればごく一部にすぎなかった。茅海建前掲書、一〇三頁。

(172) この間の過程については以下を参照。Chang, *op. cit.*, pp. 125-175. 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、五五六頁「掌山西道監察御史郭柏蔭奏請整頓閩省海口防務以絕鴉片滲漏摺」(道光十九年四月二日「原摺」)

「……此次廣東夷船、經林則徐等認真查辦、呈繳煙土二萬餘箱之多、該夷人等自必痛懲偵贖、豈肯虧本徒勞。然而趨利之心、亦復何所不至、除弊之法所當防於未然。現在廣東辦法、如此其嚴、而閩省情形、倘復仍前鬆汎、在該夷貪得若鶩、或將易地以求售。而漢奸之業在其中者、亦必巧爲籌畫、以遂其牟利之私。是鴉片之害、暫息於粵、而旋移於閩、於全局未爲盡善。……」

(174) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四四冊、五三二頁、『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、七八九—七九〇頁「著派祁傳藻黃爵滋馳赴福建查辦事件上諭」(道光十九年二月二日「上諭檔」)

(175) これら多數の逮捕者については、ほとんど詳細な報告はなく、取締キャンペーンにおける成果報告の意味合いが強いと思われる。

(176) 岡本隆司は清朝當局者は外國人に對する徵稅と統制の機構として、保商制度以外は考えられず、アヘン密輸取締のために廣東に赴任した林則徐も同様であったとする。岡本前掲書、一〇六頁。これは内國貿易にもそのままあてはまる。

(177) 井上前掲、「清代嘉慶・道光期のアヘン問題について」七一—七二頁。

(178) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四三冊、三六四頁、『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、三九三—三九四頁、「著兩廣總督鄧廷楨嚴拿天津販煙案內要犯李四等上諭」(道光十八年九月二日「上諭檔」)

(179) 前註(107)所掲「兩廣總督鄧廷楨等奏報審擬廣州萬益號李四等代買煙土案摺」……林致和、陳文耀、係承辦福潮船行戶。如遇各路洋船在粵買賣貨物、均係福潮行與之交易、赴關投稅事宜、即由行戶、代行投納、名爲保家。金廣興及金德春洋船、俱係林致和作保投稅。……劉占、姚亞受、高亞應、即在省河、將貨物裝運完畢、關稅亦交林致和代納清楚、將船駕駛出洋而去。……行戶林致和因金德春、金廣興各船先在省時、僅止販買貨物、竝不知其駛出外洋後有販煙土情事、仍赴粵海關、代爲照貨投稅驗放。……」

(180) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、四二四—四二六頁「兩廣總督鄧廷楨等奏爲籌議杜絕商船夾帶鴉片章程片」(道光十八年十一月六日「軍錄」)

「……臣等伏查各商船置貨出洋之前、向由省城福潮行商出結保辦、其有無私載違禁貨物較易防維。惟粵東地接夷洋、鴉片之來、則外洋寄泊之夷船實爲弊藪、各商船一經出港、不難乘間買私。此次天津查獲金廣興紅內煙土、據李四供、係在省代爲寫立字據、交該船駛出外洋、就近向夷船兌運、即其明證。……應請嗣後福潮行保辦各商船置貨完竣、先令該客出員竝無夾帶鴉片甘結、該行加具切結、造具商船姓名、貨色冊籍、一併呈繳總督衙門核明、派委廣州協、廣州府及南海、番禺一縣督同粵海關委員、率領書差家人等、照單眼同下貨、逐加拆驗搜查。如實無鴉片、即行聯銜結報、竝於該船艙口粘貼粵海關監督印封、由廣州協酌發派都司、守備一員、將該船押送至虎門交界處所、由水師提督臣派員啓封、徹底盤驗、出員查無夾帶鴉片切結、交去員回省繳銷。提臣仍換印封、派員接送下站交替、以下大鵬、平海、碭石、海門、蓬濠、澄海、南境嶺左右等鎮協營、於該船經過時、各於交界處所、均查照啓驗換封、委員押送辦理。迨經下站盤驗、如無煙土、即出具文結、交回上站、由上站將文結通送總督衙門查考。如查有夾帶鴉片情事、惟最後

出結之員是問。派查各員有查出夾帶者、核其煙數多寡、分別獎勵。弁兵人等、不准藉端需索勒捐、如有前項情弊、准核商據實稟究、縱重懲辦。……」

(181) 同上

(182) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、四二六—四二八頁、「兩廣總督鄧廷楨奏報廣東嚴防鴉片偷漏入口辦法摺」(道光一八年一月二六日「夷務清本」)

(183) 田中前掲論文、一九一—二〇頁。

(184) 『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、六九三—六九五頁、「福州將軍高漣等遵旨奏為籌議查禁閩省海口鴉片章程摺」(道光一十九年八月二日「軍錄」)
「一、外洋宜先設法防查以杜偷越也。查閩省福州、興化、泉州、漳州、福寧五府所屬、地多濱海、臺灣一府、又孤懸海外。沿海居民、良莠不

一、每有私出海洋、運販煙土、不敢進口、多係停泊外洋、別用小船、陸續偷運上岸。……今粵東查辦鴉片甚嚴、竝恐夷船竄入閩海、在洋盤販、尤應如意巡防。……現又飭調南北兩洋合巡船、在於各要害洋面隨時接應、竝移行水師提鎮、督同將備親自出洋、率領舟師、多配兵械、實力巡查。……

一、口岸宜分別稽查以杜疏漏也。查閩省廈門、蚶江、五虎門三處直達外洋、凡商漁大船、例應在此掛驗出入、謂之正口、均有文武口員層層盤驗、尙易稽查。其乘潮往來之捕魚小船、皆由小口出入、而小口有名者、已不下數百、其無名私口、更不可勝計。奸民接販煙土、多由於此。……現將小口私口逐一釐查、或添派掛驗之員、或併歸何口兼管、以專責成而杜諉卸。……至閩省商船前往各省貿易、誠恐在洋夾帶鴉片、必須設法稽查。……臣等會議、嗣後如有商船駛往何省貿易、責令口員查驗貨物、竝無夾帶、將貨箱封記、同牌照商名、造具清冊、咨明起貨發賣省分、仍照造一分、付該商收執。如該商船駛至發賣省分、該省即照冊查驗、原封竝無拆動、聽其銷

售。……

一、水陸宜互相嚴查以專責成也。……
一、關口宜令委員親自查驗以杜夾帶也。……」

(185)

『鴉片戰爭檔案史料』第二冊、九二—九三頁、「欽差兵部尚書祁雋藻奏為查辦漢奸船隻章程摺」(道光一〇年三月二七日「夷務清本」)

「再查、漢奸船隻、不外商漁兩項、而清釐稽察、最為難周。緣閩商載貨出洋、不但盛京、天津、上海、寧波等處准其前往、即夷埠如昆甸、實力、暹羅諸國、亦無例禁、其船均由沿海地方官、給照出口。奸徒往往以載貨為名、駛出外洋、向夷船購買煙土、分往北洋售賣。其回至福建者、則又滿載而歸。州縣給照之多者、每年可七八十船、但憑一紙呈請、即行用印發給、一經出口、則縱其所如。給照之官、勢不能隨船稽察、又無行家保結、可以責成。此清釐商船之難也。」なお、昆甸は昆甸の誤りであろう。

(186)

前註(125)所掲「盛京將軍耆英奏為體察情形嚴行查禁鴉片煙土緣由摺」

(187)

前註(120)所掲「盛京將軍耆英奏報搜查海口商船及查辦海口煙禁情形摺」……茲據各該地方官結稱、均屬安靜守法、應令照舊安居、責成該地方官留心稽查、仍按年造具清冊、咨報查核。至蓋州等處、先經尉縣

等拿獲與販吸食之流寓閩人十七名、將窩巢折毀。茲查、蓋州現在僅有流寓閩人八名、牛莊現在僅有流寓閩人六名、雖屬游手無業、尙非與販

煙土之人、應查照乾隆五十六年成案、發給執照、俟秋令飭附閩船回籍、仍咨明該省督撫、轉飭該州縣、查照收管。……」

(188)

『宮中檔道光朝奏摺』第三輯、(缺番)四九三—四九四頁、署直隸總督琦善的道光一八年一月二八日の上奏「查閩廣商人北來貿易、本有會館專延董事、約束海船舵水、經理一切。其於同省來津之民人是否安分、

應無不知。隨飭天津鎮道會督府縣、酌議章程、飭令該董事、詳查將素有營業者、開造姓名年貌籍貫清冊、出具保結存案。如係來歷不明、由地方官隨時究逐。」

(189)

『宮中檔道光朝奏摺』第五輯(〇〇二—〇二七)四一九—四二二頁、大學

士署理直隸總督琦善の道光一八年二月九日の上奏。「……臣隨親提研鞫、緣廖炳奎籍隸福建順昌縣、由拔貢考取教習、選授山東昌樂縣知縣。道光九年二月間、緣案參革卸事、因在任時因公那移庫銀、經山東省審擬、總徒四年、照例監追、限滿無繳、將廖炳奎定發德州充徒、於十五年五月到配。嗣廖炳奎在配貧苦、不能養贍家口。聞知天津閩粵會館董事缺人充當、起意脫逃圖謀此館。即於十六年正月二十六日、私自逃走、至二月一日來至天津、經同鄉人公舉、充當董事。……」

(190) 同上「……是以每年回棹、凡客商欲行搭船回籍、慮恐關津海口盤詰不肯放行、竝有與洋船出海人、向不認識、不肯搭載、均央廖炳奎作保。廖炳奎查明來歷、寫立保單、印用會館圖記、給與商民收執、查驗放行。……九月二十二日、廖炳奎以所得脩脯不敷應用、前往德州、向戚屬候補未入流費宗禮、竝同年現任曲阜縣知縣王大准處、告助資斧、將會館圖記託交管帳之廣東人莊羅觀、代為經管會館事件、誓稱如有商民向取保單、查明來歷、即可寫給。……」

(191) 同上、「……該會館向定章程、凡洋船來津賣貨每銀一百兩抽銀三釐、作為會館廟內香燈之需、如有盈餘、存公別用、其嶺南棧並雙峰棧、均係會館房屋。本年九月間、臣赴天津查辦鴉片煙案、有先經拿獲粟入沈澱魁等案內奏結擬徒煙犯孫四供出、在逃煙犯余暉、余二、竝現經拿獲另案擬辦之煙犯蕭映庭、陳恆汰、俱在嶺南、雙峰等棧居住、販賣煙土及自行吸食。廖炳奎均係知情、因關鄉誼、未經首報。……」

(192) ただし、アヘン戰爭開始後になると、閩粵會館董事による洋船水手のアヘン取引摘發の事例がみられる。『鴉片戰爭檔案史料』第四冊、五七―五八頁「直隸總督訥爾經額奏報拿獲販煙之洋船水手辛萬等情片」(道光二年七月二十六日「軍錄」)

(193) 福建・廣東人の會館としては、泉漳會館が一七五七年、潮州會館が一七五九年、建汀會館が一七九六年、揭豐會公所が一八二二年、潮惠會館が一八三九年に設立されている。根岸佑「上海のギルド」(日本評論社、一九五一年)七―八頁、Linda Cooke Johnson, *Shanghai: From*

Market Town to Treaty Port 1074-1858, Stanford: Stanford University Press, 1995, p. 135.

(194) 私鹽の取締においても上海では會館が統制の中心となっていた。前註

(118) 所掲、兩江總督陶澍の道光一八年四月一日の上奏「……嗣據蘇松太道周祖植稟覆、飭委川沙同知何士祁、馳赴吳淞口沿海地方查明。該處俱係濱臨黃浦大江、接連海口、潮水漲落無定、兩岸盡屬沙灘、竝無設立會館之處。復至上海縣一帶地方查明、城內城外有江蘇、浙江、福建、廣東、關東、山東、安徽、太湖各處商民共建會館一十三處、皆為寓居同鄉及暫厝旅櫛而設。間有堆積貨物處所。均有董事經理、絕無囤積私鹽情弊、訊之居民保甲、均無異詞。」

(195) 『上海碑刻史料選輯』三三三―三三五頁「上海縣為泉漳會館地產不准盜賣告示碑」：「……現在泉漳兩郡來上貿易、人數衆多、良莠不齊、難保無從中覬覦、藏匿原契、私行盜賣情弊、不可不預為防範。……」

(196) 『上海碑刻史料選輯』三三五―三三六頁「創建潮惠會館碑」：「……十九年倭芙蓉申禁森嚴、他幫有疑我幫販此者、致我潮亦析其釐、如揭普豐幫。於是、我潮乃亟立潮惠公所於振武臺城濠之北。……」

(197) 前註(116) 所掲「兩江總督陶澍等奏為辦理續獲煙犯情形摺」：「……旋據兼護蘇松太道蘇州府知府汪雲任稟稱、前此督同各委員、訪獲煙土匪犯王阿喜等審辦後、現又督同委員署海防同知試用通判孫逢堯、試用通判福祿堪、候補知縣彭光祥、平望營把總周學武等、在蘇城胥門外廣東嘉應會館、拿獲販土之廣東人李光華……等七名、搜獲煙土一千八百餘兩。……」

(198) 一例を挙げれば、一八三二一年に北京正陽門外にある粵東會館でアヘン吸飲者が逮捕されている。『鴉片戰爭檔案史料』第一冊、一〇〇―一〇一頁「巡視西城給事中覺羅瑞福等奏為拿獲販賣鴉片人犯請旨審辦摺」(道光一一年一〇月二日「原摺」)

(199) 開港後の上海では、アヘン釐金を潮州人の商人集團が請け負っていた。本野英一「安昌・裕康洋行對上海潮惠會館事件——芝罘協定後

- のアヘン貿易紛争に関する一考察——『中國近代史研究』六、一九八八年。また、一九世紀から二〇世紀初頭にかけて、東南アジアにおいても海峡植民地などの植民地當局はアヘン税の徴収を中國人商人シンジケートに請け負わせていた。Trocki, *Opium and Empire*.
- (200) 一八三九年冬から一八四〇年夏までの廣東・福建のアヘン統制の結果、アヘンの價格は下落した。Chang, *op. cit.*, p. 208.
- (201) 清朝の水師の戦船の分布は江蘇・浙江・福建・廣東に偏っていた。王家儉前掲論文、二〇二頁。
- (202) 周知のように、アヘン貿易に際しての兵丁の收賄や、兵丁のアヘン吸飲はひろく一般にみられた現象であった。Chang, *op. cit.*, p. 35.
- (203) 一九世紀前半に清朝の抱えていた課題は、ある意味で明末清初に明朝・清朝が抱えていた問題（後倭倭寇・鄭氏）と類似している。當時と違ったのは、清朝が民間の海外貿易自體を禁止していなかったこ

と、銀の代わりにアヘンが流入していることであった。さらに、明末清初におけるヨーロッパ勢力の東アジアにおける影響力は限られていたが、一九世紀のイギリスの影響力はそれとは比較にならないほど強大であった。明末清初については、岸本美緒「清朝とユーラシア」歴史學研究會編『構座世界史2 近代世界への道』（東京大學出版會、一九九五年）を参照。

(204) Fairbank, *op. cit.*

〔附記〕 本稿は、中國社會文化學會二〇〇一年度大會における「閩粵沿海民の活動と清朝」（二〇〇一年八月二十三日、於東京大學）と題した報告を基礎として執筆した。また本稿は松下國際財團二〇〇二年度研究助成による研究成果の一部である。